

東北地方幹線道路協議会規約（案）

（名 称）

第一条 本会は、「東北地方幹線道路協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第二条 協議会は、東北地方における幹線道路に関する必要な事項について、関係機関相互の連絡・調整を図ることを目的とする。

（構 成）

第三条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市、東日本高速道路株式会社東北支社、その他会長が必要と認める機関の職員により構成する。

（組 織）

第四条 協議会の会長は国土交通省東北地方整備局道路部長が当る。

2. 会長は協議会を統括する。
3. 協議会は委員会と専門部会から構成される。

（事 業）

第五条 協議会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 東北地方における道路網計画の策定に関する調査・研究及びこれに関連する連絡調整。
- 2) 東北地方における交通安全、渋滞・駐車等に関する調査・研究、総合的な整備計画策定及びこれに関連する連絡調整。
- 3) 東北地方における道路管理に関する調査・研究・整備計画の策定及びこれに関連する連絡調整。
- 4) 東北地方における有料道路事業の整備・管理に係る連絡調整。
- 5) 東北地方における「道の駅」整備のあり方に関する調査・研究や、「道の駅」の選定・推薦及びこれに係る連絡調整。
- 6) その他目的を達成するするために必要な事項。

(委員会)

第六条 委員会の委員長は協議会の会長である国土交通省東北地方整備局道路部長が当る。

2. 委員会の委員長は委員会を統括し委員会を招集する。

3. 委員会の座長は委員長が当る。

但し、委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

4. 委員会の構成は別表－１のとおりとし、委員長はこの中から審議内容により指名招集する。

但し、必要に応じ委員長が指名する臨時委員を参加させることができる。

5. 専門部会の構成は別表－２のとおりとする。

但し、必要に応じ専門部会長が指名するものを参加させることができる。

(事務局)

第七条 協議会の運営に係る事務を行うため事務局を東北地方整備局道路部道路計画第二課におく。

但し、議題に応じ道路部関係課も協議会の運営に係る事務を行う。

附 則

この規約は平成 4年12月15日から施行する。

(平成 5年 3月10日一部改正)

(平成14年 6月26日一部改正)

(平成21年 6月 2日一部改正)

(平成30年 7月30日一部改正)

(別表－1)

機 関	役 職	委員会	計画 部会	交通対策 部会	管理 部会	有料道路 部会	道の駅 部会	道の駅部会 作業部会	
東北地方整備局	道路部長	◎					◎		
	道路調査官	○	◎			◎	◎		
	道路情報管理官	○		◎	◎				
	企画部長	○	○			○	○		
	企画部	広域計画課長	○	○			○		
		路政課長	○			○			
	道路部	道路計画第一課長	○	○			○	○	◎
		道路計画第一課 建設専門官							○
		道路計画第二課長	○	○			○	○	
		道路計画第二課 課長補佐							○
		地域道路課長	○	○	○	○	○	○	
		地域道路課 課長補佐							○
		道路管理課長	○		○	○		○	
		道路管理課 課長補佐							○
		交通対策課長	○		○	○		○	
		交通対策課 課長補佐							○
	青森河川国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
		調査第二課長							○
	岩手河川国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	三陸国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	南三陸国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	仙台河川国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	秋田河川国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	湯沢河川国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	能代河川国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	山形河川国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	酒田河川国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	福島河川国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	郡山国道事務所	事務所長	○				○	○	
		副所長		○	○	○	○	○	
	磐城国道事務所	事務所長	○				○	○	
副所長			○	○	○	○	○		
青森県	企画政策部	○	○						
	県土整備部	○	○	○	○	○	○		
岩手県	交通政策室	○	○						
	県土整備部	○	○	○	○	○	○		
宮城県	土木部	○	○	○	○	○	○		
	震災復興・企画部	○	○					○	
仙台市	都市整備局	○	○			○			
	建設局	○	○	○	○	○	○		
秋田県	企画振興部	○	○						
	建設部	○	○	○	○	○	○		
山形県	土木部	○	○	○	○	○	○		
	県土整備部	○	○	○	○	○	○		
福島県	土木部	○	○	○	○	○	○		
	県土整備部	○	○	○	○	○	○		
東日本高速道路(株)東北支社	総合企画部	○	○			○			
	管理事業部	○	○			○			

◎委員長(部会長) ○委員(構成メンバー)

専門部会組織及び事業内容

専門部会名	事業内容	既協議会等
計画部会	<p>目的 東北地方における道路網計画の策定に関する調査・研究及びこれに関連する連絡・調整を行う</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東北地方における総合的な交通体系に関する必要な事項 2. 道路整備の長期計画に関する必要な事項 3. 幹線道路網整備計画に関する必要な事項 4. 道路地下空間に関する広域ネットワーク計画及び地区地下利用計画に関する必要な事項 5. その他目的を達成するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方道路網検討会 ・道路地下空間利用連絡協議会
交通対策部会	<p>目的 東北地方における交通安全、渋滞・駐車等に関する調査・研究、総合的な整備計画策定及びこれに関連する連絡・調整を行う</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全に関する必要な事項 2. 渋滞対策に関する必要な事項 3. 道路案内標識に関する必要な事項 4. その他目的を達成するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方交通安全対策検討委員会 ・東北地方渋滞対策連絡協議会 ・東北地方駐車対策連絡協議会 ・東北ブロック道路標識適正化委員会
管理部会	<p>目的 東北地方における道路管理に関する調査・研究・整備計画の策定及びこれに関する連絡・調整を行う。</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路管理に関する必要な事項 2. 除雪に関する必要な事項 3. 共同溝の整備や電線類の地中化に関する必要な事項 4. その他目的を達成するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪みち計画連絡会議 ・東北地方道路空間整備連絡協議会
有料道路部会	<p>目的 東北地方における有料道路事業の整備・管理に係る連絡・調整等の充実を図る。</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の道路整備計画と有料道路事業活用方針に係る連絡・調整 2. 有料道路の事業実施に係る連絡・調整 (一般道路事業との事業調整を含む) 3. 有料道路の管理に係る連絡・調整 4. その他目的を達成するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規
道の駅部会	<p>目的 東北地方における「道の駅」に関する調査・研究、及びこれに関する連絡・調整を行う。</p> <p>事業</p> <p>1. 「道の駅」登録のための道路管理者の推薦及び連絡調整</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「道の駅」の整備に関する必要な事項 2. 「道の駅」の運用に関する必要な事項 3. その他目的を達成するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規
その他	必要に応じて上記以外の部会を開催する	

東北地方幹線道路協議会規約（新旧対応表）

改 正 案	現 行
<p>(名 称)</p> <p>第一条 本会は、「東北地方幹線道路協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第二条 協議会は、東北地方における幹線道路に関する必要な事項について、関係機関相互の連絡・調整を図ることを目的とする。</p> <p>(構 成)</p> <p>第三条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市、東日本高速道路株式会社東北支社、その他会長が必要と認める機関の職員により構成する。</p> <p>(組 織)</p> <p>第四条 協議会の会長は国土交通省東北地方整備局道路部長が当る。</p> <p>2. 会長は協議会を統括する。</p> <p>3. 協議会は委員会と専門部会から構成される。</p> <p>(事 業)</p> <p>第五条 協議会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>1) 東北地方における道路網計画の策定に関する調査・研究及びこれに関連する連絡調整。</p> <p>2) 東北地方における交通安全、渋滞・駐車等に関する調査・研究、総合的</p>	<p>(名 称)</p> <p>第一条 本会は、「東北地方幹線道路協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第二条 協議会は、東北地方における幹線道路に関する必要な事項について、関係機関相互の連絡・調整を図ることを目的とする。</p> <p>(構 成)</p> <p>第三条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市、東日本高速道路株式会社東北支社、その他会長が必要と認める機関の職員により構成する。</p> <p>(組 織)</p> <p>第四条 協議会の会長は国土交通省東北地方整備局道路部長が当る。</p> <p>2. 会長は協議会を統括する。</p> <p>3. 協議会は委員会と専門部会から構成される。</p> <p>(事 業)</p> <p>第五条 協議会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>1) 東北地方における道路網計画の策定に関する調査・研究及びこれに関連する連絡調整。</p> <p>2) 東北地方における交通安全、渋滞・駐車等に関する調査・研究、総合的</p>

な整備計画策定及びこれに関連する連絡調整。

- 3) 東北地方における道路管理に関する調査・研究・整備計画の策定及びこれに関連する連絡調整。
- 4) 東北地方における有料道路事業の整備・管理に係る連絡調整。
- 5) 東北地方における「道の駅」整備のあり方に関する調査・研究や、「道の駅」の選定・推薦及びこれに係る連絡調整。
- 6) その他目的を達成するために必要な事項。

(委員会)

第六条 委員会の委員長は協議会の会長である国土交通省東北地方整備局道路部長が当る。

2. 委員会の委員長は委員会を統括し委員会を招集する。
3. 委員会の座長は委員長が当る。

但し、委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

4. 委員会の構成は別表－１のとおりとし、委員長はこの中から審議内容により指名招集する。

但し、必要に応じ委員長が指名する臨時委員を参加させることができる。

5. 専門部会の構成は別表－２のとおりとする。

但し、必要に応じ専門部会長が指名するものを参加させることができる。

(事務局)

第七条 協議会の運営に係る事務を行うため事務局を東北地方整備局道路部道路計画第二課におく。

但し、課題に応じ道路部関係課も協議会の運営に係る事務を行う。

附 則

この規約は平成 4 年 1 2 月 1 5 日から施工する。

な整備計画策定及びこれに関連する連絡調整。

- 3) 東北地方における道路管理に関する調査・研究・整備計画の策定及びこれに関連する連絡調整。
- 4) 東北地方における有料道路事業の整備・管理に係る連絡調整。
- 5) 東北地方における「道の駅」整備のあり方に関する調査・研究や、「道の駅」の選定・推薦及びこれに係る連絡調整。
- 6) その他目的を達成するために必要な事項。

(委員会)

第六条 委員会の委員長は協議会の会長である国土交通省東北地方整備局道路部長が当る。

2. 委員会の委員長は委員会を統括し委員会を招集する。
3. 委員会の座長は委員長が当る。

但し、委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

4. 委員会の構成は別表－１のとおりとし、委員長はこの中から審議内容により指名招集する。

但し、必要に応じ委員長が指名する臨時委員を参加させることができる。

5. 専門部会の構成は別表－２のとおりとする。

但し、必要に応じ専門部会長が指名するものを参加させることができる。

(事務局)

第七条 協議会の運営に係る事務を行うため事務局を東北地方整備局道路部道路計画第二課におく。

但し、課題に応じ道路部関係課も協議会の運営に係る事務を行う。

附 則

この規約は平成 4 年 1 2 月 1 5 日から施工する。

(平成 5 年 3 月 1 0 日一部改正)
(平成 1 4 年 6 月 2 6 日一部改正)
(平成 2 1 年 6 月 2 日一部改正)
(平成 3 0 年 7 月 3 0 日一部改正)

(別表－ 1)

東北地方幹線道路協議会委員会			
委員長	東北地方整備局	道路部長	
委員	〃	道路調査官	
	〃	道路情報管理官	
	〃	企画課長	
	〃	広域計画課長	
	〃	路政課長	
	〃	道路計画第一課長	
	〃	道路計画第三課長	
	〃	地域道路課長	
	〃	道路管理課長	
	〃	交通対策課長	
	〃	道路関係事務所長	
各	県	道路(建設・整備・計画)課長	
	〃	道路(維持・管理・環境)課長	
	〃	高規格道路・津軽ダム対策課長	
	〃	都市計画課長	
	〃	まちづくり推進課長	
仙	台	市	道路部長
	〃	〃	総合交通政策部長

(平成 5 年 3 月 1 0 日一部改正)
(平成 1 4 年 6 月 2 6 日一部改正)
(平成 2 1 年 6 月 2 日一部改正)

(別表－ 1)

東北地方幹線道路協議会委員会			
委員長	東北地方整備局	道路部長	
委員	〃	道路調査官	
	〃	道路情報管理官	
	〃	企画課長	
	〃	広域計画課長	
	〃	路政課長	
	〃	道路計画第一課長	
	〃	道路計画第二課長	
	〃	地域道路課長	
	〃	道路管理課長	
	〃	交通対策課長	
	〃	道路関係事務所長	
各	県	道路(建設・整備・計画)課長	
	〃	道路(維持・管理・環境)課長	
	〃	高規格道路・津軽ダム対策課長	
	〃	都市計画課長	
	〃	まちづくり推進課長	
仙	台	市	道路部長
	〃	〃	総合交通政策部長

~~東日本高速道路(株)~~

~~東北支社 総合企画課長~~

~~管理事業部調査役~~

~~(別表-2)~~

~~1. 計画部会構成メンバー~~

~~部会長 東北地方整備局 道路調査官~~

~~〃 〃 企画課長~~

~~〃 〃 広域計画課長~~

~~〃 〃 道路計画第一課長~~

~~〃 〃 道路計画第三課長~~

~~〃 〃 地域道路課長~~

~~〃 〃 道路関係事務所副所長~~

~~各 県 道路(建設・整備・計画)課長~~

~~〃 〃 高規格道路・津軽ダム対策課長~~

~~〃 〃 高速道路室長~~

~~〃 〃 高速道路整備推進室長~~

~~〃 〃 都市計画課長~~

~~〃 〃 まちづくり推進課長~~

~~仙台市 道路部長~~

~~〃 〃 総合交通政策部長~~

~~東日本高速道路(株)~~

~~東北支社 総合企画課長~~

~~2. 交通対策部会構成メンバー~~

~~部会長 東北地方整備局 道路情報管理官~~

東日本高速道路(株)

東北支社 企画調整課長

管理事業部調査役

(別表-2)

1. 計画部会構成メンバー

部会長 東北地方整備局 道路調査官

〃 〃 企画課長

〃 〃 広域計画課長

〃 〃 道路計画第一課長

〃 〃 道路計画第二課長

〃 〃 地域道路課長

〃 〃 道路関係事務所副所長

各 県 道路(建設・整備・計画)課長

〃 〃 高規格道路・津軽ダム対策課長

〃 〃 高速道路室長

〃 〃 高速道路整備推進室長

〃 〃 都市計画課長

〃 〃 まちづくり推進課長

仙台市 道路部長

〃 〃 総合交通政策部長

東日本高速道路(株)

東北支社 企画調整課長

2. 交通対策部会構成メンバー

部会長 東北地方整備局 道路情報管理官

~~〃~~ 地域道路課長
~~〃~~ 道路管理課長
~~〃~~ 交通対策課長
~~〃~~ 道路関係事務所副所長
~~各 県~~ 道路(維持・管理・環境)課長
~~仙 台 市~~ 道路部長
~~東日本高速道路(株)~~
~~東 北 支 社~~ 交通技術課長

~~3. 管理部会構成メンバー~~

~~部会長 東北地方整備局 道路情報管理官~~
~~〃~~ 路政課長
~~〃~~ 地域道路課長
~~〃~~ 道路管理課長
~~〃~~ 交通対策課長
~~〃~~ 道路関係事務所副所長
~~各 県~~ 道路(維持・管理・環境)課長
~~仙 台 市~~ 道路部長
~~東日本高速道路(株)~~
~~東 北 支 社~~ 管理事業部調査役

~~4. 有料道路部会構成メンバー~~

~~部会長 東北地方整備局 道路調査官~~
~~〃~~ 企画課長
~~〃~~ 広域計画課長
~~〃~~ 道路計画第一課長

〃 地域道路課長
〃 道路管理課長
〃 交通対策課長
〃 道路関係事務所副所長
各 県 道路(維持・管理・環境)課長
仙 台 市 道路部長
東日本高速道路(株)
東 北 支 社 交通技術課長

3. 管理部会構成メンバー

部会長 東北地方整備局 道路情報管理官
〃 路政課長
〃 地域道路課長
〃 道路管理課長
〃 交通対策課長
〃 道路関係事務所副所長
各 県 道路(維持・管理・環境)課長
仙 台 市 道路部長
東日本高速道路(株)
東 北 支 社 管理事業部調査役

4. 有料道路部会構成メンバー

部会長 東北地方整備局 道路調査官
〃 企画課長
〃 広域計画課長
〃 道路計画第一課長

~~〃~~ ~~道路計画第三課長~~
~~〃~~ ~~地域道路課長~~
~~〃~~ ~~道路関係事務所副所長~~
~~各~~ ~~県~~ ~~道路(建設・整備・計画)課長~~
~~〃~~ ~~高規格道路・津軽ダム対策課長~~
~~〃~~ ~~高速道路整備推進室長~~
~~〃~~ ~~高速道路室長~~
~~〃~~ ~~県道路公社等~~
~~仙~~ ~~台~~ ~~市~~ ~~道路部長~~
~~〃~~ ~~総合企画課長~~
~~東日本高速道路(株)~~
~~東~~ ~~北~~ ~~支~~ ~~社~~ ~~企画調整課長~~

~~(注) 県道路公社等~~

~~青森県~~ ~~事務局次長~~
~~岩手県~~ ~~道路建設課長~~
~~宮城県~~ ~~建設部長~~
~~秋田県~~ ~~企画業務課長~~
~~山形県~~ ~~理事~~
~~福島県~~ ~~工務部長~~

~~5. 道の駅部会構成メンバー~~

~~部会長~~ ~~東北地方整備局~~ ~~道路調査官~~
~~〃~~ ~~企画課長~~
~~〃~~ ~~道路計画第一課長~~
~~〃~~ ~~道路計画第二課長~~

~~〃~~ ~~道路計画第二課長~~
~~〃~~ ~~地域道路課長~~
~~〃~~ ~~道路関係事務所副所長~~
~~各~~ ~~県~~ ~~道路(建設・整備・計画)課長~~
~~〃~~ ~~高規格道路・津軽ダム対策課長~~
~~〃~~ ~~高速道路整備推進室長~~
~~〃~~ ~~高速道路室長~~
~~〃~~ ~~県道路公社等~~
~~仙~~ ~~台~~ ~~市~~ ~~道路部長~~
~~〃~~ ~~総合交通政策部長~~
~~東日本高速道路(株)~~
~~東~~ ~~北~~ ~~支~~ ~~社~~ ~~企画調整課長~~

~~(注) 県道路公社等~~

~~青森県~~ ~~事務局次長~~
~~岩手県~~ ~~道路建設課長~~
~~宮城県~~ ~~建設部長~~
~~秋田県~~ ~~企画業務課長~~
~~山形県~~ ~~理事~~
~~福島県~~ ~~工務部長~~

~~5. 道の駅部会構成メンバー~~

~~部会長~~ ~~東北地方整備局~~ ~~道路調査官~~
~~〃~~ ~~企画課長~~
~~〃~~ ~~道路計画第一課長~~
~~〃~~ ~~道路計画第二課長~~

~~〃~~ 地域道路課長
~~〃~~ 道路管理課長
~~〃~~ 交通対策課長
~~〃~~ (県庁所在地)河川国道事務所副所長
~~各 県~~ 道路(維持・管理・環境)課長
~~仙 台 市~~ 道路部長

~~(作業部会)~~

~~部会長 東北地方整備局~~ 道路計画第一課長
~~道路計画第一課~~ 建設専門官
~~〃~~ 道路計画第三課長補佐
~~〃~~ 地域道路課長補佐
~~〃~~ 道路管理課長補佐
~~〃~~ 交通対策課長補佐
~~〃~~ (県庁所在地)河川国道事務所
~~調査第三課長~~
~~各 県~~ 道路(維持・管理・環境)課長補佐

~~事務局 東北地方整備局~~ 道路計画第一課

〃 地域道路課長
〃 道路管理課長
〃 交通対策課長
〃 (県庁所在地)河川国道事務所副所長
各 県 道路(維持・管理・環境)課長
仙 台 市 道路部長

(作業部会)

部会長 東北地方整備局 道路計画第一課長
道路計画第一課 建設専門官
〃 道路計画第二課長補佐
〃 地域道路課長補佐
〃 道路管理課長補佐
〃 交通対策課長補佐
〃 (県庁所在地) 工事事務所
調査第二課長
各 県 道路(維持・管理・環境)課長補佐

事務局 東北地方整備局 道路計画第一課

機 関	役 職	委員会	計画 部会	交通対策 部会	管理 部会	有料道路 部会	道の駅 部会	道の駅部会 作業部会	
東北地方整備局	道路部長	◎							
	道路調査官	○	◎			◎	◎		
	道路情報管理官	○		◎	◎				
	企画部長	○	○			○	○		
	企画課長	○	○			○			
	道路部長	○							
	広域計画課長	○			○				
	道路計画第一課長	○	○			○	○	◎	
	道路計画第一課 建設専門官							○	
	道路計画第二課長	○	○			○	○		
	道路計画第二課 課長補佐							○	
	地域道路課長	○	○	○	○	○	○		
	地域道路課 課長補佐							○	
	道路管理課長	○			○			○	
	道路管理課 課長補佐							○	
	交通対策課長	○			○			○	
	交通対策課 課長補佐							○	
	青森河川国道事務所	事務所長	○		○		○	○	
		副所長		○	○		○	○	
		調査第二課長							○
	若手河川国道事務所	事務所長	○		○		○	○	
		副所長		○	○		○	○	
		調査第二課長							○
三陸国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
南三陸国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
仙台河川国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
秋田河川国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
湯沢河川国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
能代河川国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
山形河川国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
酒田河川国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
福島河川国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
郡山国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
磐城国道事務所	事務所長	○		○		○	○		
	副所長		○	○		○	○		
	調査第二課長							○	
青森県	企画政策部	○	○						
	交通政策課長	○	○	○	○	○	○	○	
県土整備部	道路課長	○	○	○	○	○	○	○	
	道路課長代理							○	
青森県道路公社	都市計画課長	○	○			○			
	道路部長	○	○						
若手県	交通政策室	○	○						
	地域交通課長	○	○						
	道路建設課 総括課長	○	○			○			
	道路環境課 総括課長	○	○	○	○	○	○		
宮城県	土木部	○	○	○	○	○	○		
	道路課長	○	○	○	○	○	○		
	道路管理担当補佐							○	
	都市計画課長	○	○						
震災復興・企画部	○	○							
総合交通対策課長	○	○							
宮城県道路公社	理事					○			
仙台市	都市整備局	○	○			○	○		
	建設局	○	○		○	○	○		
秋田県	企画政策部	○	○			○	○		
	総合政策課長	○	○						
建設部	都市計画課長	○	○			○	○		
	道路課長	○	○	○	○	○	○		
山形県	道路課 政策室							○	
	県土整備部	○	○						
	都市計画課長	○	○			○	○		
	道路整備課長	○	○	○	○	○	○		
	道路整備課 高速道路整備推進室長	○	○						
道路整備課 副主幹兼課長補佐							○		
道路保全課長	○	○	○	○					
福島県	土木部	○	○			○	○		
	道路計画課長	○	○						
	道路整備課長	○	○			○	○		
	道路整備課 主幹兼副課長							○	
	道路管理課長	○	○	○	○				
	高速道路室長	○	○			○			
	都市計画課長	○	○						
まちづくり推進課長	○	○							
福島県道路公社	管理グループ課長					○			
東日本高速道路(株)東北支社	総合企画部	○	○			○			
	総合企画課長	○	○						
	管理事業部	○	○						
	調査役	○	○						
	交通技術課長			○					

◎委員長(部会長) ○委員(構成メンバー)

専門部会組織及び事業内容

専門部会名	事業内容	既協議会等
計画部会	<p>目的 東北地方における道路網計画の策定に関する調査・研究及びこれに関連する連絡・調整を行う</p> <p>事業 1. 東北地方における総合的な交通体系に関する必要な事項 2. 道路整備の長期計画に関する必要な事項 3. 幹線道路網整備計画に関する必要な事項 4. 道路地下空間に関する広域ネットワーク計画及び地区地下利用計画に関する必要な事項 5. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方道路網検討会 ・道路地下空間利用連絡協議会
交通対策部会	<p>目的 東北地方における交通安全、渋滞・駐車等に関する調査・研究、総合的な整備計画策定及びこれに関連する連絡・調整を行う</p> <p>事業 1. 交通安全に関する必要な事項 2. 渋滞対策に関する必要な事項 3. 道路案内標識に関する必要な事項 4. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方交通安全対策検討委員会 ・東北地方渋滞対策連絡協議会 ・東北地方駐車対策連絡協議会 ・東北ブロック道路標識適正化委員会
管理部会	<p>目的 東北地方における道路管理に関する調査・研究・整備計画の策定及びこれに関する連絡・調整を行う。</p> <p>事業 1. 道路管理に関する必要な事項 2. 除雪に関する必要な事項 3. 共同溝の整備や電線類の地中化に関する必要な事項 4. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雪みち計画連絡会議 ・東北地方道路空間整備連絡協議会
有料道路部会	<p>目的 東北地方における有料道路事業の整備・管理に係る連絡・調整等の充実を図る。</p> <p>事業 1. 地域の道路整備計画と有料道路事業活用方針に係る連絡・調整 2. 有料道路の事業実施に係る連絡・調整（一般道路事業との事業調整を含む） 3. 有料道路の管理に係る連絡・調整 4. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規
道の駅部会	<p>目的 東北地方における「道の駅」に関する調査・研究、及びこれに関する連絡・調整を行う。</p> <p>事業 「道の駅」登録のための道路管理者の推薦及び連絡調整 1. 「道の駅」の整備に関する必要な事項 2. 「道の駅」の運用に関する必要な事項 3. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規
その他	必要に応じて上記以外の部会を開催する	

専門部会組織及び事業内容

専門部会名	事業内容	既協議会等
計画部会	<p>目的 東北地方における道路網計画の策定に関する調査・研究及びこれに関連する連絡・調整を行う</p> <p>事業 1. 東北地方における総合的な交通体系に関する必要な事項 2. 道路整備の長期計画に関する必要な事項 3. 幹線道路網整備計画に関する必要な事項 4. 道路地下空間に関する広域ネットワーク計画及び地区地下利用計画に関する必要な事項 5. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方道路網検討会 ・道路地下空間利用連絡協議会
交通対策部会	<p>目的 東北地方における交通安全、渋滞・駐車等に関する調査・研究、総合的な整備計画策定及びこれに関連する連絡・調整を行う</p> <p>事業 1. 交通安全に関する必要な事項 2. 渋滞対策に関する必要な事項 3. 道路案内標識に関する必要な事項 4. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方交通安全対策検討委員会 ・東北地方渋滞対策連絡協議会 ・東北地方駐車対策連絡協議会 ・東北ブロック道路標識適正化委員会
管理部会	<p>目的 東北地方における道路管理に関する調査・研究・整備計画の策定及びこれに関する連絡・調整を行う。</p> <p>事業 1. 道路管理に関する必要な事項 2. 除雪に関する必要な事項 3. 共同溝の整備や電線類の地中化に関する必要な事項 4. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雪みち計画連絡会議 ・東北地方道路空間整備連絡協議会
有料道路部会	<p>目的 東北地方における有料道路事業の整備・管理に係る連絡・調整等の充実を図る。</p> <p>事業 1. 地域の道路整備計画と有料道路事業活用方針に係る連絡・調整 2. 有料道路の事業実施に係る連絡・調整（一般道路事業との事業調整を含む） 3. 有料道路の管理に係る連絡・調整 4. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規
道の駅部会	<p>目的 東北地方における「道の駅」に関する調査・研究、及びこれに関する連絡・調整を行う。</p> <p>事業 1. 「道の駅」登録のための道路管理者の推薦及び連絡調整 2. 「道の駅」の整備に関する必要な事項 3. 「道の駅」の運用に関する必要な事項 4. その他目的を達成するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規
その他	必要に応じて上記以外の部会を開催する	

新たな広域道路交通計画について

●道路法等の一部を改正する法律

背景・必要性

① 道路財特法*に基づく財政上の特別措置の期限切れへの対応 ※道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

- 今年度末に期限が切れる国費率のかさ上げ措置が延長されない場合、自治体の負担が増大

② 道路利用の安全性の更なる向上

- 老朽化が進む道路の修繕が急務 ※市町村管理を含む全橋梁73万橋の54%で点検が完了、うち61%で措置が必要(H28年度末時点)
- 道路区域外からの落石や土砂崩れ等により、交通事故等が発生
- 災害時に重要な輸送路の啓開・復旧を被災自治体が迅速に行うのは困難
- 下水道の管路等の占用物件の損壊により、道路陥没等が発生
- 幅員が狭い歩道の電柱等が、歩行者や車いすの安全・円滑な通行を阻害



③ 物流生産性の向上

- 国際海上コンテナ車等が増加する中、道路構造上の制約による通行の支障が物流生産性の向上を阻害

法案の概要

1. 道路整備に関する財政上の特別措置の継続

- 道路の改築に対する**国費率のかさ上げ措置を平成39年度末まで延長***【道路財特法】

2. 道路利用の安全性の更なる向上

- 道路の老朽化に対応し修繕を重点的に支援するため、**補助国道の修繕に係る国費率のかさ上げ措置を新設***【道路財特法】 ※補助国道の修繕に係る現行の国費率 5/10
- 道路区域外からの落石等を防ぐため、現行制度を拡充し、沿道区域内の土地管理者への**損失補償を前提とした措置命令権限**を規定【道路法】
- 重要物流道路(後掲)及びその代替・補完路について、災害時の**道路啓開・災害復旧を国が代行**【道路法】
- 占用物件の損壊による道路構造や交通への支障を防ぐため、**占有者による物件の維持管理義務、当該義務違反者への措置命令権限**を規定【道路法】
- 歩行者や車いすの安全・円滑な通行を確保するため、**占用制限の対象に「幅員が著しく狭い歩道で特に必要な場合」**を追加【道路法】 ※現行では「災害時の被害拡大防止」「車両の能率的な運行確保」のため特に必要な場合に占用制限が可能



3. 「重要物流道路制度」(新設)による物流生産性の向上

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、**国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」*として指定し、機能強化、重点支援**を実施 ※高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等から指定
- 国際海上コンテナ車等の円滑な通行を図るため、通常の道路より水準が高い**特別の構造基準**を設定【道路法】
 ※当該基準を満たした道路については国際海上コンテナ車等の通行に係る許可を不要とする【車両制限令】
- 高速道路から物流施設等に直結する道路の整備に係る**無利子貸付制度**を新設【道路財特法】
- 重要物流道路及びその代替・補完路について、災害時の**道路啓開・災害復旧を国が代行**【道路法】(再掲)



【目標・効果】平常時・災害時を問わず、安定的かつ安全・円滑に利用可能な道路網を確保
 (KPI)①:豪雨による被災通行規制回数・時間の削減 143件/年・2,823時間/年(過去5年間平均) → 10年後には概ね半減
 ②:国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可必要台数の削減 約30万台(H28年度) → 10年後には概ね半減

重要物流道路制度の概要

平常時のネットワーク

主な課題

- トラックドライバーの高齢化が進行し、人口減少・少子高齢化に伴い深刻なドライバー不足が顕在化
- 国際海上コンテナ車(40ft背高)*の台数が5年間で約1.5倍に増加
(H24:約20万台→H28:約30万台) 等

* 道路の通行には特車通行許可が必要

災害時のネットワーク

主な課題

- 熊本地震では、熊本県内の緊急輸送道路約2千kmのうち50箇所で開催止めが発生
- 災害時に道路について不安がある・やや不安があると回答した方は5割以上で前回より増加(H24:50.6%→H28:53.8%、内閣府) 等

重要物流道路

<<平常時、災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保>>

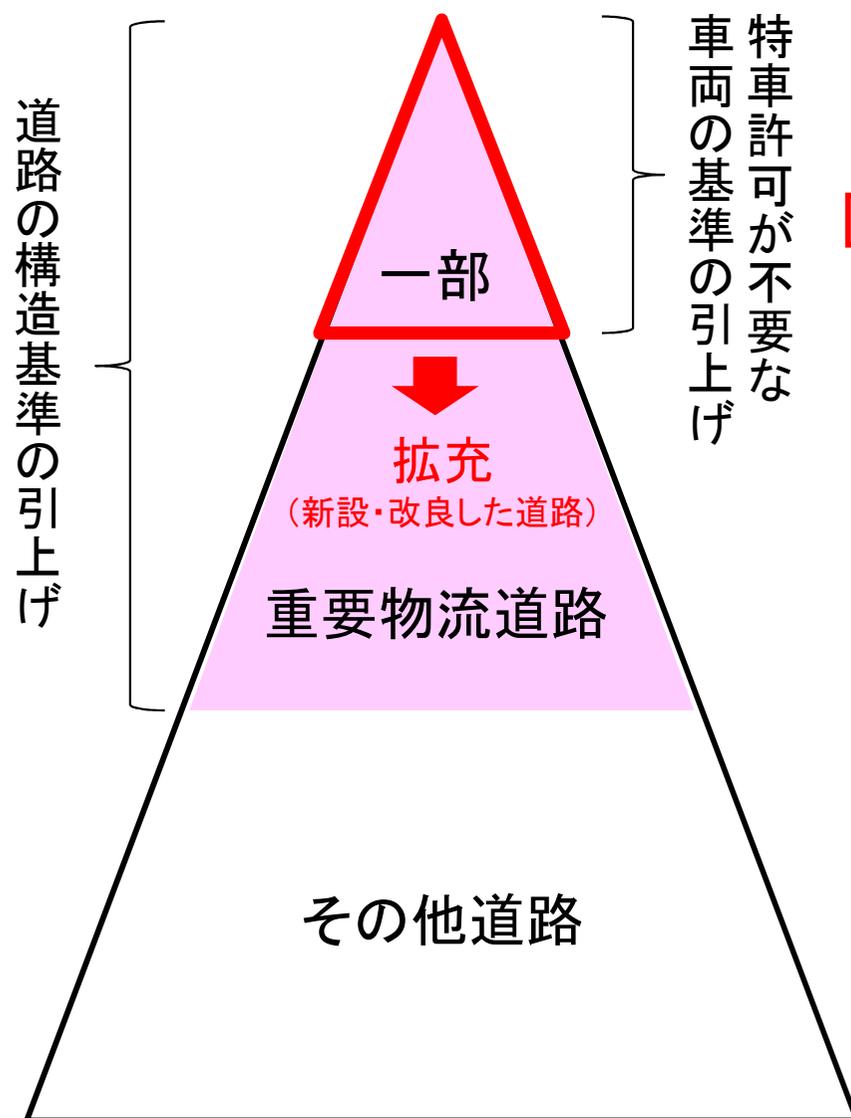
広範で複雑な現在のネットワークや拠点の絞り込みを行い、基幹となるネットワークを計画路線も含め構築

機能強化・重点支援

- ・トラックの大型化に対応した道路構造の強化
- ・災害時の道路の啓開・復旧の迅速化(地方管理道路の災害復旧等代行制度の創設)
- ・民間直結スマートICに係る無利子貸付制度の創設 等

トラックの大型化に対応した道路構造の強化

国際海上コンテナ車(40ft背高)
に対応する水準まで引上げ



- ① 国際海上コンテナ車(40ft背高)の走行が多く、構造的に支障のない区間を指定。
- ② 国際海上コンテナ車(40ft背高)の区間内の走行は特車許可手続きは不要。



国際海上コンテナ車(40ft背高)

【 国土交通大臣による地方管理道路の災害復旧等代行制度 】

発生直後(道路啓開)

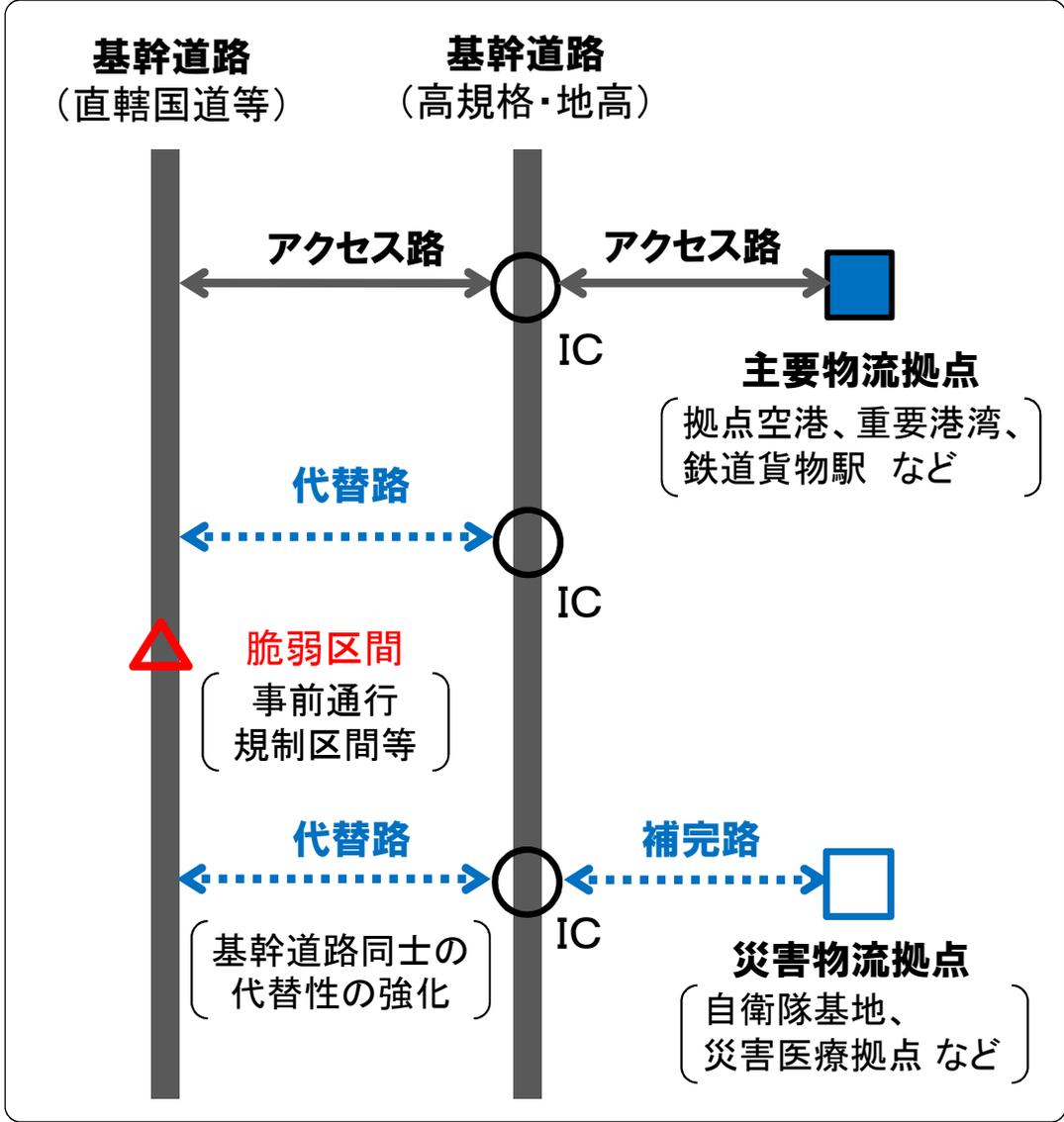
災害復旧

補助国道	大 (被災規模)	<p>行政機能が壊滅的に失われた災害に限定</p> <p>↓ 対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における道路啓開</p>	<p>補助国道における 災害復旧</p> <p>H30.5.28 第16回物流小委委員会資料（抜粋）</p>
	小	<p>行政機能が壊滅的に失われた災害に限定</p> <p>↓ 対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における道路啓開</p>	<p>著しく異常かつ激甚な非常災害に限定 (例：熊本地震)</p> <p>↓ 対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における災害復旧</p>
地方道	大 (被災規模)	<p>行政機能が壊滅的に失われた災害に限定</p> <p>↓ 対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における道路啓開</p>	<p>著しく異常かつ激甚な非常災害に限定 (例：熊本地震)</p> <p>↓ 対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における災害復旧</p>
	小	<p>行政機能が壊滅的に失われた災害に限定</p> <p>↓ 対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における道路啓開</p>	<p>著しく異常かつ激甚な非常災害に限定 (例：熊本地震)</p> <p>↓ 対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における災害復旧</p>

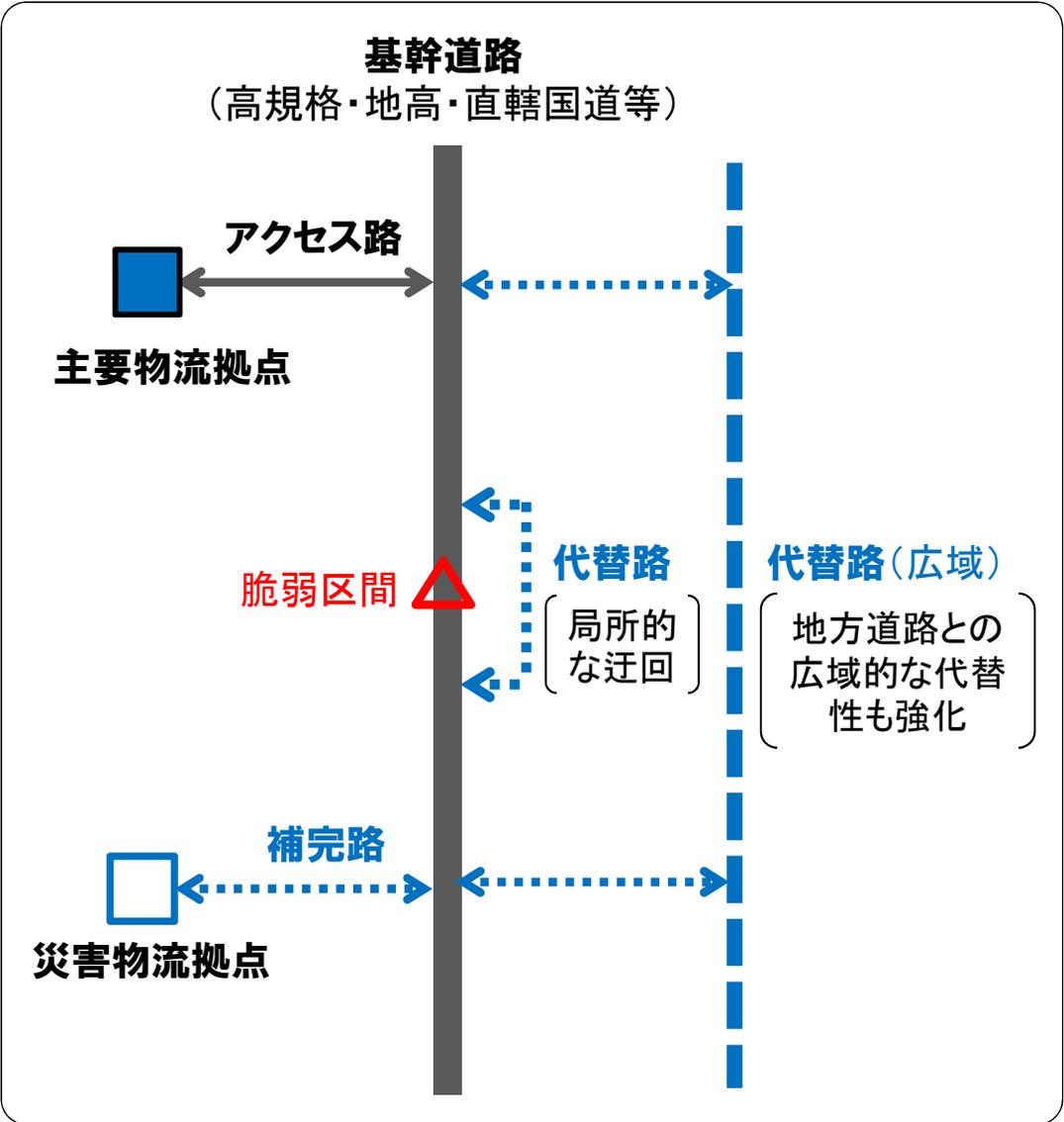
重要物流道路及び代替・補完路のネットワーク設定のイメージ

- 高規格幹線道路や地域高規格道路、直轄国道等を軸にして、拠点にシンプルに接続する(計画路線を含む)
- 重要物流道路の脆弱区間に対する代替路や災害時の物流拠点への補完路を設定

(1) 基幹道路同士が近接する場合



(2) 基幹道路同士が近接しない場合



重要物流道路と新たな広域道路ネットワーク

○重要物流道路制度の創設や新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動運転等の技術の進展を踏まえ、新たな広域道路ネットワーク等を幅広く検討した上で、効果的な重要物流道路を指定する必要。

重要物流道路制度の創設

● 新たな社会・経済の要請への対応

- 〔 ・新たな国土構造の形成
・グローバル化
・国土強靱化 〕

● 総合交通体系の基盤としての道路の役割強化

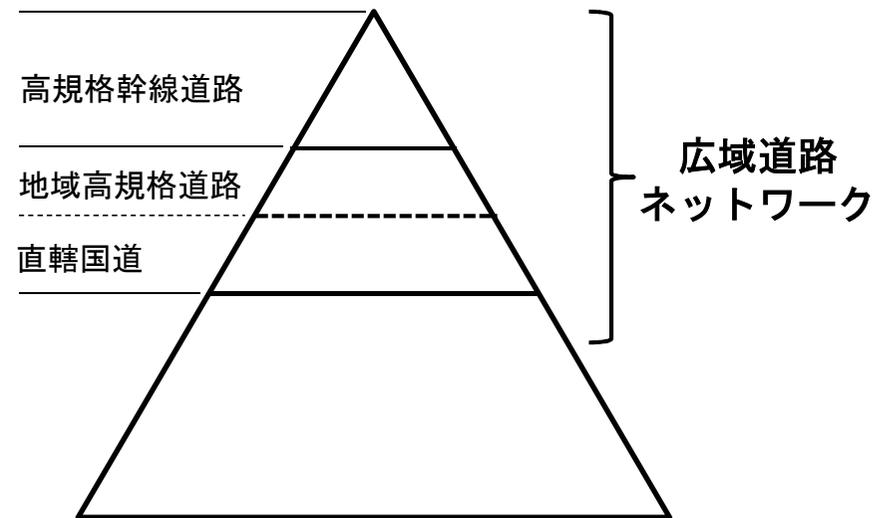
- 〔 ・各交通機関との連携強化 〕

● ICT・自動運転等の技術の進展

- 〔 ・ICT活用、自動運転社会への対応 〕

新たな広域道路ネットワークの検討

< 平常時・災害時 + 物流・人流 >



重要物流道路の指定 等

重要物流道路を契機とした「新たな広域道路交通計画」の策定について（案）

I 今後の道路計画の主な課題 （現計画※はH10以降未改定）※広域道路整備基本計画

- 新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動運転等の技術の進展を見据えた未来志向の計画が必要。

新たな国土構造の形成

- ・ スーパーメガリージョンの実現
- ・ 中枢・中核都市等を中心とする地域の自立圏の形成 等

グローバル化

- ・ インバウンドへの対応
- ・ 国際物流の増加への対応 等

国土強靱化

- ・ 災害リスク増大への対応
- ・ 代替機能の強化の必要性 等

各交通機関との連携強化

ICT活用・自動運転社会への対応

II 新たな広域道路交通計画の策定

- 各地域において中長期的な観点からビジョン、計画を策定（定期的に見直し）

「**平常時・災害時**」を問わない「**物流・人流**」の確保・活性化

(1)

**広域道路ネットワーク
計画**



(2)

**交通・防災拠点
計画**



(3)

**ICT交通マネジメント
計画**

重要物流道路の指定・地域高規格道路等の広域道路ネットワークの再編 等

新たな計画の策定主体・検討体制（案）

＜策定主体＞

＜検討体制＞

国土交通省

- 今後の広域的な道路交通のあり方
- 重要物流道路の指定(国交大臣)
- 代替路・補完路の指定(国交大臣)
- 地域高規格道路等の再編・指定(国交大臣) 等

↕ 全国的な視点からの調整

地方ブロック

各地方整備局長が策定(各地方整備局単位)

ビジョン(ブロック)

+

計 画(ブロック)

↕ 都道府県間や地方ブロック間の調整

都道府県

都道府県知事・政令市長が策定(各都道府県単位)

ビジョン(都道府県)

+

計 画(都道府県)

➤ 社整審道路分科会基本政策部会、物流小委員会等の意見を伺いながら検討

➤ 各地方ブロック幹線道路協議会※1で、有識者等の意見※2を伺いながら検討

※1 地方整備局、都道府県、政令市、高速会社等で構成

※2 社整審地方小委員会、地域道路経済戦略研究会地方研究会の活用

➤ 各都道府県幹線道路協議会で、有識者等の意見※を伺いながら検討

※ 地域の大学等との連携

➤ 代替路・補完路は、緊急輸送道路ネットワーク協議会※と連携して検討

※ 地方整備局、都道府県、政令市、高速会社、警察、自衛隊等で構成

広域道路交通ビジョンの主な構成(案)

1. 地域の将来像

- 地域の社会・経済の現状や見通しを踏まえた目指すべき姿について整理
(既存の地域における総合的なビジョン等をベースに検討)

2. 広域的な交通の課題と取組

- 地域における鉄道、海上、航空を含めた広域的な交通の課題や取組について、平常時・災害時及び物流・人流の観点から総合的に整理
- ICTや自動運転等の技術革新を踏まえた新たな取組についても整理

3. 広域的な道路交通の基本方針

- 地域における広域的な道路交通に関する今後の方向性について、平常時・災害時及び物流・人流の観点から、ネットワーク・拠点・マネジメントの3つの基本方針を整理

(1) 広域道路ネットワーク

高規格幹線道路を補完する広域道路ネットワークを中心に、

- 地域や拠点間連絡の方向性
(必要な計画路線、路線再編含む)
- 災害時のネットワークの代替機能強化の方向性 等

(2) 交通・防災拠点

- 地域の主要な交通拠点に関する、道路と各交通機関の連携強化の方向性
- 災害時の物資輸送や避難等の主要な防災拠点の機能強化等の方向性 等

(3) ICT交通マネジメント

- ICT等を活用した道路の情報収集や活用の方向性
- 他の交通とのデータ連携などサービス向上の方向性
- 主要都市部等における面的なマネジメントの方向性 等

広域道路ネットワーク計画の主な検討の視点(案)

基本的な考え方

- 地域ビジョンに基づき、高規格幹線道路や、これを補完する広域的な道路ネットワーク(地域高規格、直轄国道等)を中心とした必要な路線の強化や絞り込み等を行いながら、平常時・災害時及び物流・人流の観点を踏まえた具体のネットワーク計画を策定。

<平常時>

- ① **都市間ネットワーク(物流・人流共通)**
 - ・ 広域的な主要都市間、及び主要都市と地域の中心都市との間の連携・交流機能の強化
- ② **物流ネットワーク**
 - ・ 主要な物流拠点(空港、港湾、貨物鉄道駅等)と高規格幹線道路等のアクセス強化
 - ・ 都市圏における生産性向上のための環状機能の確保
 - ・ 国際物流を支えるためのラストマイルも含めた国際海上コンテナ車等の円滑な通行の確保
- ③ **観光・交流(人流)ネットワーク**
 - ・ 主要観光地等と高規格幹線道路、主要空港・鉄道駅、国際クルーズ港湾等のアクセス強化
- ④ **その他**
 - ・ 地域の課題(渋滞、事故等)の解消 等

<災害時>

- ① **広域的なネットワークの多重性・代替性**
 - ・ ネットワークの防災機能評価を踏まえた、主要都市や中心都市間等の多重性の強化
 - ・ 高規格幹線道路と並行する直轄国道など、基幹道路同士の代替機能の強化
 - ・ 基幹道路に対する地方管理道路による広域的な代替路の確保(基幹道路同士が近接しない場合)
- ② **局所的なネットワークの代替性**
 - ・ 基幹道路の局所的な脆弱箇所(事前通行規制区間等)に対する代替路の確保
 - ・ 基幹道路から防災拠点(自衛隊基地、病院等)への補完路の確保
- ③ **その他**
 - ・ 地域の防災を強化する上で必要な路線の代替・補完路の確保

交通・防災拠点 / ICT交通マネジメント計画の主な検討の視点(案)

<交通・防災拠点計画>

- 地域における中心的な役割を担う主要鉄道駅等の交通拠点について、利用者の利便性の向上や周辺道路の交通課題の解消を図るため、立体道路制度の活用による空間再編や総合交通ターミナルの整備等も含め、官民連携によるモータルコネクト(多様な交通モード間の接続)の強化策に関わる計画を策定。
- 災害時の物資輸送や避難等の主要な拠点となる道の駅や都市部の交通拠点等について、災害情報の集約・発信、防災施設の整備など、ソフト・ハードを含めた防災機能の強化策に関わる計画を策定。



<ICT交通マネジメント計画>

- ICT等(ETC2.0含む)の革新的な技術を積極的に活用した交通マネジメントの強化に関わる計画を策定。
 - 広域的な道路ネットワークを中心とした、平常時や災害時を含めたデータ収集や利活用の強化
 - 他の交通機関とのデータ連携によるモビリティサービスの強化
 - 主要な都市部等における面的な交通マネジメントの強化
 - ICT等の活用に向けた産学官連携による推進体制の強化 等
- 今後の自動運転社会を見据えた、地域における新たな道路施策を検討するための推進体制や実験計画等について整理。



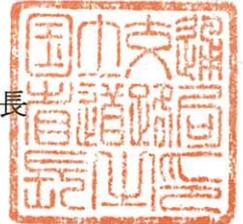
新広域道路交通ビジョン・計画 の策定依頼通知について



平成 30 年 6 月 26 日
国道経第 36 号

東北地方整備局長 殿

国土交通省道路局長



新広域道路交通ビジョンの策定について

平成 30 年 3 月 30 日に成立、同月 31 日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 6 号)により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」が創設されたところです。

重要物流道路(及び代替・補完路)の指定にあたっては、新たな国土構造の形成、グローバル化、国土強靱化等の新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や ICT・自動運転等の技術の進展を見据えた、新たな広域道路ネットワーク等を幅広く検討した上で、効果的に指定する必要があります。

このため、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会物流小委員会の議を経て、重要物流道路制度を契機とした「新広域道路交通計画」を各地域において中長期的な観点から策定することとし、これに先立ち、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を今般策定することとしました。

つきましては、各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局(以下「地方整備局等」という。)におかれては、各地方ブロック単位のビジョンを策定し、報告をお願いします。

各都道府県及び政令市におかれては、各地域の実情を踏まえ、各都道府県単位のビジョンの策定に努めるようお願いします。また、各都道府県単位のビジョンを策定した際には、当該都道府県を含む地方ブロック単位のビジョンを策定する地方整備局等に報告をお願いします。

記

1. ビジョンの性格等

- (1) ビジョンの対象となる広域道路ネットワークは、主要都市間、及び主要都市と地域の中心都市間を往来する広域的な都市間交通や、主要な物流拠点(空港、港湾、鉄道駅等)・観光地等へアクセスする交通等について、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保・活性化するため、高規格幹線道路や地域高規格道路、一般国道(指定区間)をベースとして、それ以外の道路も含めた総合交通体系の基盤となるネットワーク(計画路線を含む。)とします。
- (2) 新広域道路交通計画は、社会資本整備重点計画をはじめ今後の計画的な道路整備・管理や道路交通マネジメント等の基本となるものであり、ビジョンはその計画の方向性を定めるものです。

2. ビジョンの内容

- (1) 地域の将来像
- (2) 広域的な交通の課題と取組
- (3) 広域的な道路交通の基本方針

3. ビジョンの策定手順等

ビジョンの策定にあたっては、各地域の将来構想等を踏まえ、関係する道路管理者等が相互に十分調整を図りつつ共同で検討を行い、地方ブロック単位では地方整備局長等が、都道府県単位では都道府県知事及び政令市長が策定するものとします。また、ビジョン策定後も定期的に見直しを行うものとします。

4. その他

ビジョンを踏まえて策定することになる新広域道路交通計画についても、別途、依頼する予定です。

(以上)



平成 30 年 6 月 26 日
国道経第 37 号

東北地方整備局 道路部長 殿

国土交通省道路局企画課長



新広域道路交通ビジョンの策定について

標記については、平成 30 年 6 月 26 日付け国道経第 36 号にて依頼済みのところですが、「新広域道路交通ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の策定にあたっては、下記にご留意下さい。

記

1. ビジョンの性格等

ビジョンについては、新たな国土構造の形成やグローバル化、国土強靱化などの新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や ICT・自動運転等の技術の進展を見据えて策定する。

2. ビジョンの内容

(1) 地域の将来像

既存の地域における総合的なビジョンなどをベースとして、地域の社会・経済の現状や見通しを踏まえた目指すべき姿について記載する。

(2) 広域的な交通の課題と取組

地域における鉄道、海上、航空を含めた広域的な交通の課題や取組について、平常時・災害時及び物流・人流の観点から総合的に整理するとともに、ICT や自動運転等の技術革新を踏まえた新たな取り組みについても記載する。

(3) 広域的な道路交通の基本方針

地域における広域的な道路交通に関する今後の方向性について、平常時・災害時及び物流・人流の観点から、①広域道路ネットワークや②交通・防災拠点、③ICT交通マネジメントの3つの基本方針を記載する。

3. ビジョンの策定手順等

(1) 策定主体・検討体制(地方ブロック単位)

関係する道路管理者等(地方整備局等、都道府県、政令指定市、高速道路会社等)で構成する各地方ブロック幹線道路協議会において、有識者等の意見を伺うとともに、都道府県間や地方ブロック間の調整を行いながら、地方整備局長等が策定する。

なお、有識者等の意見を伺う際には、社会資本整備審議会道路分科会地方小委員会や地域道路経済戦略研究会地方研究会等を活用する。

(2) 策定主体・検討体制(都道府県単位)

関係する道路管理者等で構成する各都道府県幹線道路協議会において、地域の大学等と連携して有識者等の意見を伺うとともに、都道府県間や地方ブロックとの調整を行いながら、都道府県知事及び政令市長が策定する。

なお、災害時の観点からの検討にあたっては、緊急輸送道路ネットワーク協議会とも連携する。

(3) 策定期間

物流生産性の向上や迅速な災害対応の観点から、重要物流道路を早期に指定するため、平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流について重点的に検討し、平成30年以内にビジョン(案)の中間とりまとめを行う。その後、さらに検討を重ね、概ね一年程度を目処に策定する。

(4) ビジョンの見直し

ビジョンの策定後も、定期的に見直しを行うこととし、見直しを行った場合には、遅滞なく報告する。

(以上)

事務連絡
平成30年6月26日

北海道開発局 道路計画課長補佐
沖縄総合事務局 道路建設課長
各地方整備局 道路計画第一課長
各都道府県 道路課長
各政令指定市 道路課長

殿

国土交通省 道路局 企画課
道路経済調査室 課長補佐

新広域道路交通ビジョンの策定について

標記については、平成30年6月26日付け国道経第37号にて依頼済みのところですが、「新広域道路交通ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の具体的な検討にあたっては、下記にご留意ください。

記

1. ビジョンの性格等

ビジョンについては、概ね20～30年間の中長期的な視点で検討を行うものとする。

その際、スーパーメガリージョンの実現や中枢・中核都市等を中心とする地域の自立圏の形成等の新たな国土構造の形成や、インバウンドや国際物流の増加への対応等のグローバル化、災害リスク増大への対応や代替機能の強化等の国土強靱化といった新たな社会・経済の要請に応えられるよう検討を行う。

また、道路は鉄道、海上、航空の各交通機関を連絡するとともに、全てのトリップの端末交通を分担するなど、様々な交通機関を支え、総合的な交通体系の基盤としての役割を担っている。今後、多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人と物の流れや地域の活性化等をより一層推進するため、各交通機関との連携強化が図られるよう検討を行う。

さらには、ICTの活用や自動運転社会への対応等を見据えた検討を行う。

2. ビジョンの内容

(1) 地域の将来像

既存の地域における総合的なビジョンなどをベースとして、人口、産業、土地利用、生活圏域、拠点開発プロジェクト等の地域の社会・経済の現状や見通しを踏まえた目指すべき将来像について、特に交通分野に関連のある内容について整理する。

(2) 広域的な交通の課題と取組

地域の将来像を実現する上で、鉄道、海上、航空を含めた広域的な交通について、平常時における物流(国際海上コンテナや貨物の流動等)や人流(インバウンド、交流人口、周遊性等)に加え、災害時のネットワークの脆弱性や緊急物資等の輸送状況など、交通データ等を活用しながら課題について分析・整理するとともに、ICT や自動運転等の技術革新を踏まえた新たな取組についても整理する。

(3) 広域的な道路交通の基本方針

地域における広域的な道路交通に関する今後の方向性について、平常時・災害時及び物流・人流の観点から、ネットワーク・拠点・マネジメントの3つの基本方針を整理する。

①広域道路ネットワーク

高規格幹線道路を補完する広域道路ネットワークを中心に、

- ・地域や拠点間連絡の方向性(必要な計画路線、路線再編含む)
- ・災害時のネットワークの代替機能強化の方向性 等

②交通・防災拠点

- ・地域の主要な交通拠点に関する、道路と各交通機関の連携強化の方向性
- ・災害時の物資輸送や避難等の主要な防災拠点の機能強化等の方向性 等

③ICT 交通マネジメント

- ・ICT 等を活用した道路の情報収集や活用の方向性
- ・他の交通とのデータ連携などサービス向上の方向性
- ・主要都市等における面的なマネジメントの方向性 等

3. ビジョン策定手順等

(1) 検討体制(地方ブロック単位)

有識者等の意見を伺う際には、社会資本整備審議会道路分科会地方小委員会や地域道路経済戦略研究会地方研究会等を活用することとし、各地域の事情に応じ、その他の学識経験者や関係機関・団体等(地域計画、社会・経済、道路計画、交通計画、物流、防災、観光等)の意見を聴取することや、有識者等の意見を伺う体制を新たに構築することも考えられる。

(2) 検討体制(都道府県単位)

有識者等の意見を伺う際には、地域の大学等と連携することとし、学識経験者や関係機関・団体等(地域計画、社会・経済、道路計画、交通計画、物流、防災、観光等)の意見を聴取することが考えられる。

(3) 当面のスケジュール

平成30年6月

ビジョンの策定依頼

平成30年6月～

地方ブロック及び都道府県における幹線道路協議会の開催

平成30年7月頃

新広域道路交通計画の策定依頼

平成30年12月頃

ビジョン(案)の中間とりまとめ(地方ブロック・都道府県単位)

平成31年1月頃

新広域道路交通計画(1次案)の策定

その中で、既存道路(開通区間及び事業中区間)をベースとした重要物流道路(案)及び代替・補完路(案)の選定

なお、ビジョンについては、概ね一年程度を目処に策定する。

注：スケジュールはあくまでも予定であり、今後変更することがある。

4. 問い合わせ先

道路局企画課道路経済調査室 川村、三上

(以上)

平成 30 年 7 月 18 日
国道経第 38 号

東北地方整備局長 殿

国土交通省道路局長



新広域道路交通計画の策定について

重要物流道路制度の創設を契機とした新たな広域道路ネットワーク等の検討のうち、「新広域道路交通ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の策定については、平成 30 年 6 月 26 日付け国道経第 36 号にて依頼済みのところですが、ビジョンを踏まえて策定する「新広域道路交通計画」（以下「計画」という。）について、各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）におかれては、各地方ブロック単位の計画を策定し、報告をお願いします。

また、各都道府県単位のビジョンを策定する各都道府県及び政令市におかれては、各地域の実情を踏まえ、各都道府県単位の計画の策定に努めるようお願いいたします。また、各都道府県単位の計画を策定した際には、当該都道府県を含む地方ブロック単位の計画を策定する地方整備局等に報告をお願いします。

記

1. 計画の性格等

- (1) 計画の対象となる広域道路ネットワークは、主要都市間、及び主要都市と地域の中心都市間を往来する広域的な都市間交通や、主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）・観光地等へアクセスする交通等について、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保・活性化するため、高規格幹線道路や地域高規格道路、一般国道（指定区間）をベースとして、それ以外の道路も含めた総合交通体系の基盤となるネットワーク（計画路線を含む。）のうち、ビジョンにおいて定める広域道路ネットワークの基本方針に合致するネットワークとします。
- (2) 計画は、社会資本整備重点計画をはじめ今後の計画的な道路整備・管理や道路交通マネジメント等の基本となるものです。

2. 計画の内容

- (1) 広域道路ネットワーク計画
- (2) 交通・防災拠点計画
- (3) ICT交通マネジメント計画

3. 計画の策定手順等

計画の策定にあたっては、ビジョンを踏まえ、関係する道路管理者等が相互に十分調整を図りつつ共同で検討を行い、地方ブロック単位では地方整備局長等が、都道府県単位では都道府県知事及び政令市長が策定するものとします。また、計画策定後も定期的に見直しを行うものとします。

(以上)



平成 30 年 7 月 18 日
国道経第 39 号
国都街第 44 号

東北地方整備局 道路部長 殿

国土交通省 道路局 企画課 長



都市局 街路交通施設課長



新広域道路交通計画の策定について

標記については、平成 30 年 7 月 18 日付け国道経第 38 号にて依頼済みのところですが、「新広域道路交通計画」(以下「計画」という。)の策定にあたっては、下記にご留意下さい。

記

1. 計画の性格等

計画については、「新広域道路交通ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を踏まえ、新たな国土構造の形成やグローバル化、国土強靱化などの新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や ICT・自動運転等の技術の進展を見据えて、策定する。

2. 計画の内容

(1) 広域道路ネットワーク計画

ビジョンに基づき、高規格幹線道路や、これを補完する広域的な道路ネットワーク(地域高規格道路、一般国道(指定区間)等)を中心とした必要な路線の強化や絞り込み等を行いながら、平常時・災害時及び物流・人流の観点から踏まえた具体のネットワーク計画を策定する。

(2) 交通・防災拠点計画

地域における中心的な役割を担う主要鉄道駅等の交通拠点について、利用者の利便性向上や周辺道路の交通課題の解消を図るため、官民連携によるモーダルコネク(多様な交通モード間の接続)の強化策に関わる計画を策定する。

また、災害時の物資輸送や避難等の主要な拠点となる道の駅や都市部の交通拠点等について、ソフト・ハードを含めた防災機能の強化策に関わる計画を策定する。

(3) ICT交通マネジメント計画

ICT等(ETC2.0含む)の革新的な技術を積極的に活用した交通マネジメントの強化に関わる計画を策定する。

また、今後の自動運転社会を見据えた、地域における新たな道路施策を検討するための推進体制や実験計画等について整理する。

3. 計画の策定手順等

(1) 策定主体・検討体制

ビジョンと同じ策定主体・検討体制とする。

また、ビジョンと同様、ブロック間や都道府県間の調整をおこなった上で策定する。

(2) 策定期間等

物流生産性の向上や迅速な災害対応の観点から、重要物流道路を早期に指定するため、平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流について重点的に検討し、平成31年1月頃に1次案をとりまとめる。その後、さらに検討を重ね、概ね一年程度を目処に策定する。

(3) 計画の見直し

計画の策定後も、定期的に見直しを行うこととし、計画の見直しを行った場合には、遅滞なく報告する。

(以上)

北海道開発局 道路計画課長補佐
開発調整課開発専門官
沖縄総合事務局 道路建設課長
建設行政課長補佐
各地方整備局 道路計画第一課長
都市調査担当課長
各都道府県 道路課長
都市計画担当課長
各政令指定市 道路課長
都市計画担当課長

あて

国土交通省 道路局	企画課	道路経済調査室	課長補佐
	国道・技術課		企画専門官
	環境安全・防災課		企画専門官
		道路防災対策室	課長補佐
	高速道路課		課長補佐
	道路交通管理課		企画専門官
都市局	街路交通施設課		課長補佐

新広域道路交通計画の策定について

標記については、平成30年7月18日付け国道経第39号にて依頼済みのところですが、「新広域道路交通計画」（以下「計画」という。）の具体的な検討にあたっては、下記にご留意下さい。

記

1. 計画の性格等

計画については、ビジョンに基づき、概ね20～30年間の中長期的な視点で検討を行うものとする。

2. 計画の内容

(1) 広域道路ネットワーク計画

① 主な検討の視点

高規格幹線道路や、これを補完する広域的な道路ネットワーク（地域高規格道路、一般国道（指定区間）（以下「直轄国道」という。）等）を中心とした必要な路線の強化や絞り込み等を行いながら、平常時・災害時及び物流・人流の視点を踏まえた具体のネットワーク計画を策定する。

ア) 平常時

a. 都市間ネットワーク（物流・人流共通）

- ・広域的な主要都市間、及び主要都市と地域の中心都市との間の連携・交流機能の強化

b. 物流ネットワーク

- ・主要な物流拠点と高規格幹線道路等のアクセス強化
- ・都市圏における生産性向上のための環状機能の確保
- ・国際物流を支えるための国際海上コンテナ車等の円滑な通行の確保

c. 観光・交流（人流）ネットワーク

- ・主要観光地等と高規格幹線道路、主要空港・鉄道駅・港湾等のアクセス強化

d. その他

- ・地域の課題（渋滞、事故等）の解消 等

イ) 災害時

a. 広域的なネットワークの多重性・代替性

- ・ネットワークの防災機能評価等を踏まえた、主要都市及び中心都市間等の多重性の強化
- ・高規格幹線道路と並行する直轄国道など、基幹道路同士の代替機能の強化
- ・基幹道路に対する地方管理道路による広域的な代替路の確保（基幹道路同士が近接しない場合）

b. 局所的なネットワークの代替性

- ・基幹道路の局所的な脆弱区間（事前通行規制区間等）に対する代替路の確保
- ・基幹道路から防災拠点への補完路を確保

c. その他

- ・地域の防災を強化する上で必要な路線の代替・補完路の確保

②拠点設定の基本的考え方

主要な拠点については、別紙1を基本として検討する。

③ネットワーク設定の基本的考え方

ア) 平常時

高規格幹線道路や地域高規格道路、直轄国道等の基幹道路を軸として、主要な拠点に地方管理道路を含めて接続する（計画路線を含む）。また、基幹道路同士が並行する場合には、これらの基幹道路相互の機能強化を図るため、IC 間隔や道路利用状況等を踏まえてアクセス路を設定する。（設定イメージは別紙2のとおり）

なお、物流ネットワークについては、都市中心部など沿道環境に配慮すべき区間を考慮したネットワークを設定する。

イ) 災害時

災害時における多重性を確保するため、並行する地方管理道路を含めて広域的な代替路を確保するとともに、基幹道路の脆弱区間に対する局所的な代替路を設定する。また、基幹道路から防災拠点へのアクセスについては、補完路を設定する。

なお、脆弱区間については、事前通行規制区間、津波浸水想定区域、火山災害警戒地域、S55年橋梁設計基準を満たさない橋梁、幅員5.5m未満の区間を基本とする。(設定イメージは別紙2のとおり)

④主な報告内容

ネットワーク計画については、ネットワークの概ねの位置や主要な拠点の位置等を示したネットワーク図を計画路線も含めて作成し、報告する。

その際、既に道路種別や構造、車線数等が決定している路線については、その内容についても記載する。

なお、具体の報告様式等については、後日、別途連絡する。

⑤その他

ア) ネットワークを構成する計画路線の取扱いについて

高規格幹線道路は法令等で決定している計画(約14,000km)で位置付けられた路線とする。

高規格幹線道路を補完する広域的な道路ネットワークのうち、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供する道路については、既存の地域高規格道路として指定されている路線をベースとして、絞り込みや必要な路線の強化等を行いながら検討する。なお、選定した路線については、新たな手続き等を整理した上で、別途指定を行う予定である。

直轄国道については、地域での検討会の実施や計画段階評価の着手など、個別路線の調査を実施しているものをベースとする。

イ) 重要物流道路の選定について

重要物流道路については、広域道路ネットワークのうち、物流に資するネットワークから選定する。早期に重要物流道路として指定するため、既存道路(開通区間及び事業中区間)を先行して検討し、あわせて重要物流道路に対する代替・補完路を選定する。

また、重要物流道路のうち、40ft国際海上コンテナ車の特車通行許可を不要とする区間については、当該車両の通行状況や、道路構造、老朽化等を踏まえて選定することとし、詳細な選定方法や新たな構造基準の適用時期等については、後日、別途連絡する。

ウ) 緊急輸送道路との関係について

災害時のネットワークにおける代替・補完路と緊急輸送道路の関係については、後日、別途連絡する。

(2) 交通・防災拠点計画

①主な検討の視点

立体道路制度の活用による空間再編や総合交通ターミナルの整備等も含めた、地域における中心的な役割を担う主要鉄道駅等の交通拠点のモーダルコネクットの強化策に関わる計画を検討する。

その際、以下の先進事例を参考とする。

- ・鉄道駅と直結するとともに点在する高速バス停を集約した総合交通ターミナルとして官民連携の道路事業で整備・管理している「バスタ新宿」
- ・立体道路制度を活用して道・駅・街が一体となった効果の高い都市基盤整備について計画段階から官民連携で検討を進めている「品川駅西口駅前広場」
- ・大規模トランジットモールと集約型高速バスターミナルを一体的に整備する「神戸・三宮周辺地区の再整備」 など

また、災害時の物資輸送や避難等の主要な拠点となる道の駅や都市部の交通拠点等について、各交通機関の被災状況や通行可能路線などの災害情報の集約・発信に加え、非常電源や貯水槽、備蓄設備、仮設トイレなどの防災施設の整備など、ソフト・ハードを含めた防災機能の強化策に関わる計画を検討する。

②主な報告内容

交通・防災拠点計画については、対象とする拠点における利便性や交通状況、災害時の対応等に関する現状と課題を整理するとともに、これまでの検討の熟度等を踏まえた強化策の内容を整理し報告する。

(3) ICT交通マネジメント計画

①主な検討の視点

ICT等（ETC 2.0含む）の革新的な技術を積極的に活用した交通マネジメントの強化に関わる計画を策定する。

- ・広域的な道路ネットワークを中心とした、平常時や災害時を含めたデータ収集や利活用の強化
- ・他の交通機関とのデータ連携によるモビリティサービスの強化
- ・主要な都市部等における面的な交通マネジメントの強化
- ・ICT等の活用に向けた産学官連携による推進体制の強化

また、今後の自動運転社会を見据えた、地域における新たな道路施策を検討するための推進体制や実験計画等について整理する。

②報告する内容

ICT交通マネジメント計画については、各種施策を講じる路線やエリアにおける現状と課題を整理するとともに、これまでの検討の熟度等を踏まえた施策の内容について整理し報告する。また、今後の推進体制等について、産学官の役割分担等を明らかにしつつ整理し報告する。

3. 計画策定手順等

(1) 関係機関等との連携について

計画の具体的な検討にあたっては、都道府県公安委員会が指定する緊急交通路の予定路線や臨港道路との整合等にも十分留意し、警察や港湾管理者等の関係機関とも調整を図りながら検討する。

また、都市計画決定された道路が含まれる場合、住民合意を経て都市計画決定している観点、及び、事業を円滑に施行する観点から、適切な時期に都市計画担当部局に情報提供するとともに、必要に応じて適切な対応を行うことが望ましい。

(2) 当面のスケジュール

当面のスケジュールは、以下のとおりとする。

平成30年7月

計画の策定依頼

平成30年7月～

地方ブロック及び都道府県における幹線道路協議会の開催

平成30年12月頃

ビジョン(案)の中間とりまとめ(地方ブロック・都道府県単位)

平成31年1月頃

新広域道路交通計画(1次案)の策定

その中で、既存道路(開通区間及び事業中区間)をベースとした重要物流道路(案)、代替・補完路(案)、40ft国際海上コンテナ車の特車通行許可を不要とする区間(案)の選定

なお、ビジョン及び計画については、概ね一年程度を目処に策定する。

注:スケジュールはあくまでも予定であり、今後変更することがある。

4. 提出様式等

提出様式については、追って連絡する。

5. 問い合わせ・提出先

道路局企画課道路経済調査室 川村、三上

(以上)

主要な拠点設定の基本的考え方

拠点		広域道路ネットワーク (主な検討の視点)				
		平常時		災害時		
		物流	交流・観光 (人流)			
都市	地方中核都市(役場) ※県庁所在地、人口概ね30万人以上 (三大都市や地方中枢都市を含む)	●	●			
	地方中心都市(役場) ※人口概ね10万人以上	●	●			
	地方生活圏中心都市(役場) ※2次生活圏含む	●	●			
	主要鉄道駅 ※中核市以上の代表駅		●			
	その他市区町村(役場)			●		
物流 拠点	空港	拠点空港	●	●		
		その他のジェット化空港	●	●		
	港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾	●	●*		
		重要港湾	●	●*		
	鉄道貨物駅	コンテナ取扱駅 (→トップリカー駅に絞込み)	●			
	物流拠点	トラックターミナル	●			
		卸売市場	●			
		工業団地	→貨物車の発生集中交通量や 40ft背高海上コンテナ車の 交通量等により、絞り込み	●		
		特定流通業務施設		●		
		流通業務地区		●		
保税地域		●				
特に地域で重要な拠点	●					
交流・観光拠点	主要観光地(国際観光上重要な地等)		●			
	特に地域で重要な拠点		●			
防災拠点	自衛隊基地・駐屯地			●		
	広域防災拠点(備蓄基地)			●		
	災害医療拠点(総合病院等)			●		
	道の駅 (→防災機能を有する道の駅)			●		
	災害時民間物資集積拠点	→貨物車の発生集中 交通量等により、 絞り込み			●	
	製油所、油槽所		●			
	特に地域で重要な拠点		●			

※乗降人員やクルーズ船等の寄港が多い港湾

今後の検討体制・進め方(案)

■今後の検討体制

- 検討の場 : 東北ブロック⇒東北地方幹線道路協議会
各県ブロック⇒各県幹線道路協議会

○意見聴取等

有識者・各種団体等

それぞれのブロックにおいて既存の委員会等の活用または各委員により構成した有識者会議等を設置し意見を伺う

既存の委員会(東北地方小委員会、地域道路経済戦略研究会、事業評価監視委員会、総合評価委員会、道路交通環境安全推進連絡会議、道路利用者会議 等)

他行政機関等

港湾・空港・鉄道等の他の交通モードを所管する関連行政機関や警察・自衛隊へ個別に意見聴取を予定。

■今後の進め方

○平成30年12月頃

ビジョン(案)の中間とりまとめ(東北ブロック・各県単位)

○平成31年1月頃

新広域道路交通計画(1次案)の策定

その中で、既存道路(開通区間及び事業中区間)をベースとした重要物流道路(案)及び代替・補完路(案)の選定

新広域道路交通ビジョンの内容

地域の将来像

- ・既存の地域における総合的なビジョンをベース
- ・地域の社会経済の現状や見通しを踏まえた目指すべき姿

広域的な交通の課題と取組

- ・平常時・災害時及び物流・人流の観点における課題整理
- ・ICTや自動運転等の技術革新を踏まえた取り組み

広域的な道路交通の基本方針

- ・広域道路ネットワーク、交通・防災拠点 ICT交通マネジメントに対する基本方針

既存の総合的なビジョンの体系

国土のグランドデザイン2050

H26.7(国土形成計画法第6条)

計画の内容

国土形成計画における全国計画として国土の形成に関する基本的な方針、目標、全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項を閣議決定

東北圏広域地方計画

H28.3(国土形成計画法第9条)

計画の内容

国土形成計画における全国計画を基本とし、**広域地方計画区域における方針、目標、都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策**に関する事項を国土交通大臣が決定

東北ブロックにおける社会資本整備重点計画

H28.3(第4次社会資本整備重点計画)

計画の内容

5～6年後の社会資本に係る重点目標や重点的に整備を行う具体的な主要施策・主要事業をとりまとめ国土交通大臣が決定

全国的なビジョン

上位計画

東北版ビジョン

調和・連携

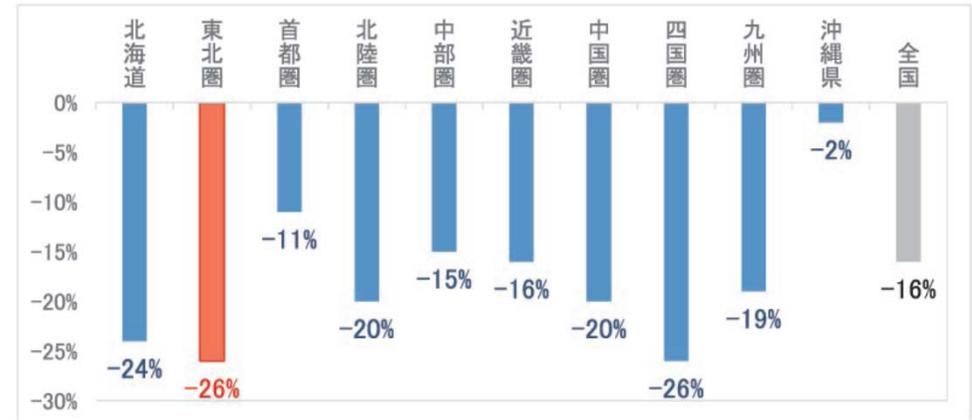
将来像の実現に向けたプロジェクト

東北圏広域地方計画において示された地域の課題と将来像をベースに新広域道路交通ビジョンへ反映

東北ブロックの現状と将来像(案)

■東北ブロックの現状(課題) ～東北圏広域地方計画より～

- ①東日本大震災からの復興と災害対策の強化
- ②克雪・利雪・親雪の推進
- ③産業の活性化、競争力ある産業の振興
- ④国際交流・連携の強化
- ⑤循環型社会の構築、豊かな自然共生社会の実現
- ⑥美しい圏土や歴史文化の保全と活用
- ⑦人口減少社会・少子化及び高齢化への対応
- ⑧若者の定着、人材育成
- ⑨公共投資の重点化と効率化

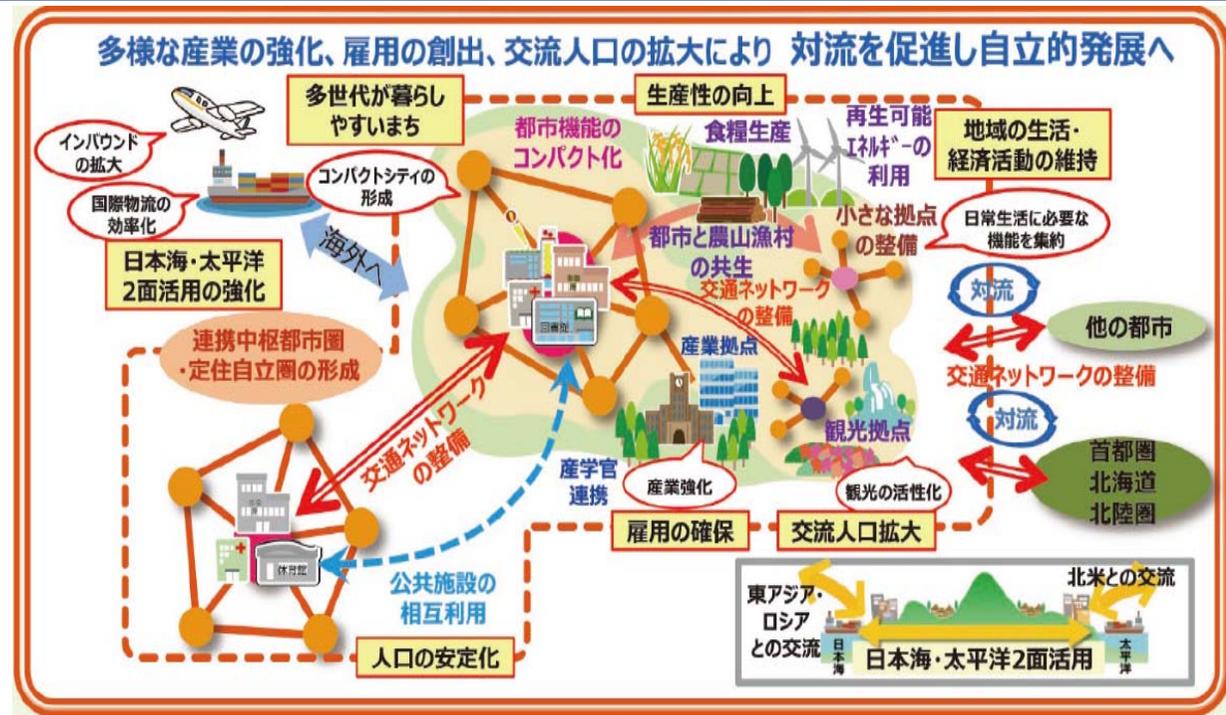


2040年の圏域別人口減少率(2010年との比較)
 (出典: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2015版)」をもとに作成)

■東北ブロックの将来像 ～東北圏広域地方計画より～

東北圏の将来像としては「震災復興から自立的発展へ」とし、震災復興を契機に国内外に誇れる防災先進圏域の実現を図るとともに、日本海、太平洋2面活用による産業集積、インバウンド増加により、人口減少下においても自立的に発展する圏域を目指す。

震災復興から自立的発展へ
 ～防災先進圏域の実現と豊かな自然を活かし交流・産業拠点をめざす「東北につぽん」～





東北圏広域地方計画

震災復興から自立的発展へ

～防災先進圏域の実現と、豊かな自然を活かし
交流・産業拠点を目指す「東北につぽん」～

東北圏広域地方計画は、国土形成計画法第9条の規定に基づき、
東北圏広域地方計画協議会における協議等を経て、
平成28年3月29日に決定・公表いたしました。

東北圏広域地方計画とは

計画の概要

【基本的考え方】

- 平成26年7月に策定された「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえた新たな国土形成計画(H27. 8閣議決定)に基づき、全国8ブロックについて、国、地方公共団体、経済団体等で構成する広域地方計画協議会における検討・協議を経て、概ね10年間の国土づくりの戦略を策定(平成28年3月29日国土交通大臣決定)。
- 個性豊かな地域が相互に連携することにより、ヒト、モノ、情報等が双方向で活発に行きかう「対流促進型国土」の形成を基本として、「コンパクト+ネットワーク」により、「稼げる国土」、「住み続けられる国土」の実現を目指す。
- 各地域の独自の個性を活かした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展の実現

これから10年で東北圏が目指す姿

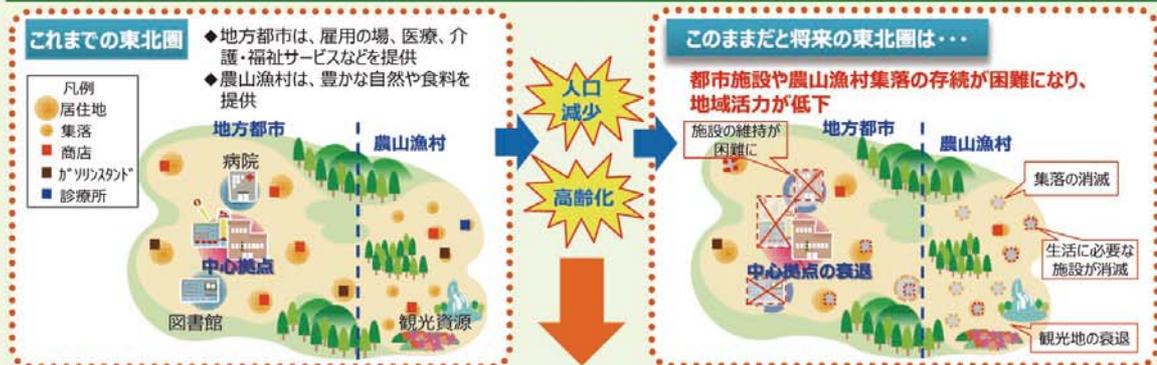
東北圏の将来像

震災復興から自立的発展へ

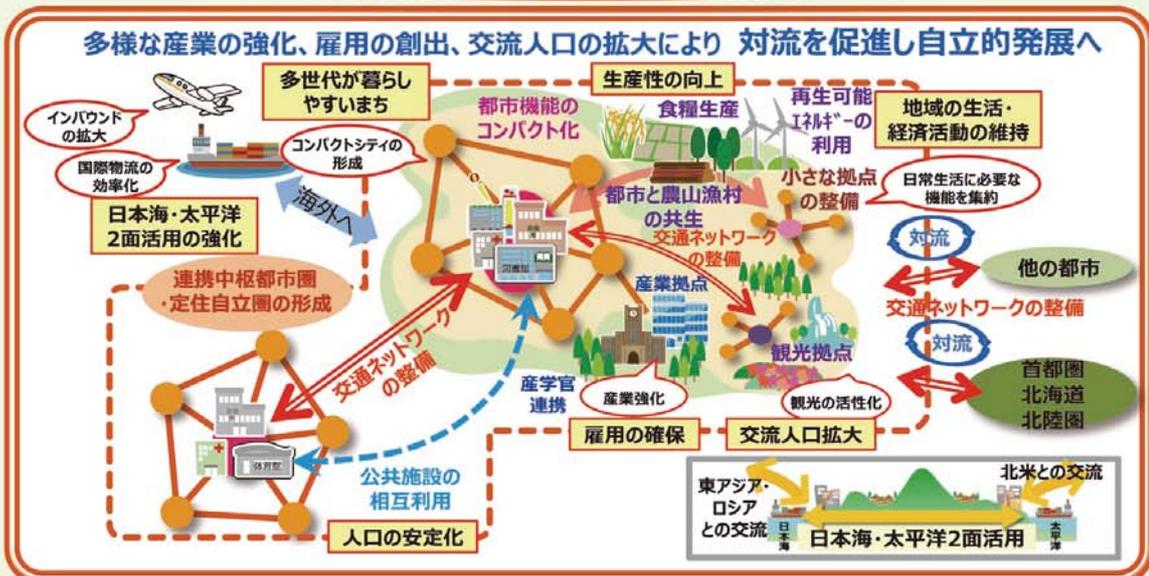
～防災先進圏域の実現と豊かな自然を活かし交流・産業拠点をめざす「東北につぼん」～

震災復興を契機に国内外に誇れる防災先進圏域の実現を図るとともに、日本海・太平洋2面活用による産業集積、インバウンド増加により、人口減少下においても自立的に発展する圏域を目指す。

東北圏の将来イメージ図



日本海・太平洋2面活用による国際競争力の強化
新産業の創出と農林水産業の高付加価値化による雇用の確保
東北圏の資源を活かした広域観光の推進による交流人口拡大



広域地方計画の区域



国と地方の協働による広域ブロックづくり

国、地方公共団体、経済団体等で構成する「広域地方計画協議会」において検討・推進



4つの基本方針



復興・防災・減災

震災からの復興とともに
世界に発信する
防災先進圏域の実現

自然・環境・暮らし

人と自然が共生し
地球に優しく生命力
あふれる空間の形成

産業・国際連携

豊かな自然と地域資源を活
かし持続的な成長を実現する
「東北につぼん自立経済圏」
の形成

人材・共助

一人ひとりの
自意識と交流・協働
で創る東北圏

7つの戦略的目標と26の主要な施策

1. 東日本大震災からの被災地の復興

- 被災地の復興に向けた新しい地域づくり
- 農林水産資源を始めとする地域資源の回復と地域産業の経営強化
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害への対応と継続的な取組

2. 災害に強い防災先進圏域の実現

- 広域災害に備えた地域間連携の強化
- 災害リスクを低減する防災力の強化
- グローバルな災害対応
- インフラの戦略的メンテナンスの推進

3. 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現

- 地球環境保全のための低炭素社会・循環型社会の構築
- 美しい四季に彩られる森林や田園、川や海辺の保全と継承
- 健全な水循環の維持又は回復と海域の環境保全・再生・利用

4. 雪にも強くて人に優しく暮らしやすい魅力的な対流促進型の地方の創生

- 冬に強い地域づくりの推進
- 「コンパクト+ネットワーク」による都市と農山漁村の共生
- 地域の持続的な発展の核となる新しい時代のコンパクトシティの形成
- 「小さな拠点」の形成による暮らしやすい農山漁村づくり
- 医療・福祉の充実
- 高齢者や女性等の社会参画による地方の創生

5. 地域の資源、特性を活かした世界に羽ばたく産業による自立的な圏域の実現

- 国際競争力を持つ産業群の形成
- 地球に優しいエネルギーの安定供給と世界を先導するエネルギー技術開発の推進
- 東北圏の地域資源を活かした「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の創出
- 東北圏ならではの地域資源を活かした観光交流と滞在人口の拡大

6. 交流・連携機能の強化による世界と対流する圏域の実現

- 「日本海・太平洋2面活用型国土」の形成
- 高速交通交流圏の形成
- 圏域内外を結ぶ総合的かつスマートなネットワークの形成

7. 地域を支える人材の育成と共助による住民主導の地域運営の実現

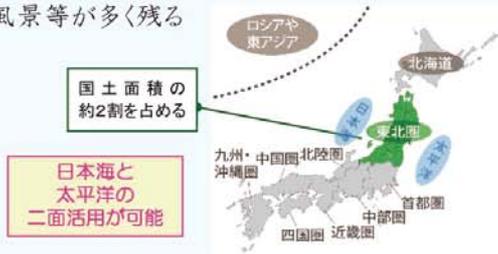
- 「東北につぼん」の創造を支える人材の育成と活用
- 「東北につぼん」を創造する多様な主体による共助社会づくり
- 共助によるコミュニティ活性化のための絆の構築

15の広域連携プロジェクト

東北圏の特徴と魅力

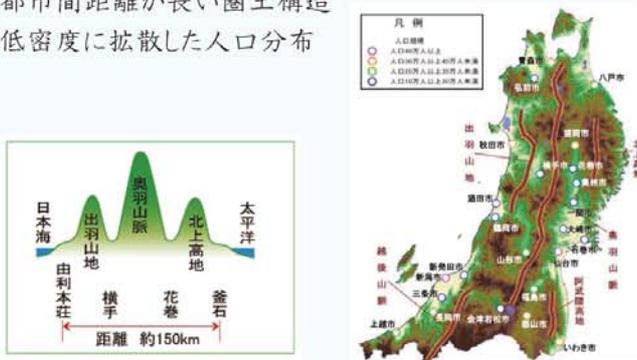
1. 広大な圏土と豊かな自然環境

- 日本全土の約2割を占める広大な圏土
- 約70%を占める森林等、豊かな自然環境
- 美しい農村風景等が多く残る



2. 広範囲に都市が分散する圏土構造

- 広大な圏域は脊梁山脈に分断
- 都市間距離が長い圏土構造
- 低密度に拡散した人口分布



3. 気象、災害等の自然の脅威

- 面積の約85%が豪雪地帯
- 地震や津波等の脅威
- 近年風水害被害が増加



4. 高い地域資源ポテンシャル

- 全国シェア約34%を誇る米の生産額
- 再生可能エネルギーのポテンシャルが高い圏域

5. 優れた人材やものづくり技術

- 医療機器・自動車関連産業の集積が加速
- ILC等の世界最先端の国際研究拠点の誘致活動が積極的

6. 特徴ある祭り、伝統、文化、冬の魅力

- 伝統や独特の風土に培われた文化等が数多く残る
- 雪灯籠まつりや樹氷等の冬の魅力
- バリエーションに富んだ料理や全国に誇れる地酒

東北圏を取り巻く潮流と発展の課題

東北圏を取り巻く潮流

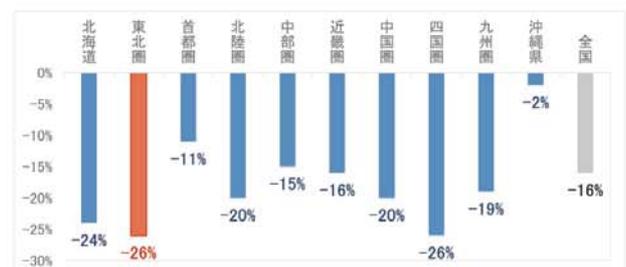
- ① 東日本大震災と多発する自然災害
- ② 急激な人口減少・少子化及び高齢化の進展
- ③ 地域間格差の存在
- ④ グローバリゼーションの進展や東アジアの経済成長
- ⑤ ICTの劇的な進歩
- ⑥ 地球規模の環境問題
- ⑦ 地域・社会の魅力、文化への意識の高まり



平成27年9月関東・東北豪雨による浸水状況

東北圏発展の課題

- ① 東日本大震災からの復興と災害対策の強化
- ② 克雪・利雪・親雪の推進
- ③ 産業の活性化、競争力ある産業の振興
- ④ 国際交流・連携の強化
- ⑤ 循環型社会の構築、豊かな自然共生社会の実現
- ⑥ 美しい圏土や歴史文化の保全と活用
- ⑦ 人口減少社会・少子化及び高齢化への対応
- ⑧ 若者の定着、人材育成
- ⑨ 公共投資の重点化と効率化



2040年の圏域別人口減少率（2010年との比較）
 (出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2015版)」をもとに作成)

7. 次世代産業の研究・産業集積拠点形成プロジェクト

次世代技術の研究開発拠点の集積を促進し、産学官連携による産業クラスター形成や世界最先端の研究開発拠点をめざす取組等を促進します。

産学官の協働による先端研究・開発拠点「フューチャー・インダストリー・クラスター」形成の促進

産学官連携の推進によるクラスター形成・ベンチャー企業の創出

山形県
鶴岡メタポロームクラスター
慶応義塾大学
鶴岡市
人工クモ糸繊維
ベンチャー企業4社が誕生！
ベンチャー企業が開発した合成クモ糸繊維(山形県鶴岡市)

医療産業集積拠点形成

医療機器産業の集積

腹腔鏡下アシスト機器
総合制御システム
先端部多自由度治療機構
入力インターフェース
多関節軟性手術支援ロボティックシステムの開発・実証事業
出典:うつくしま次世代医療産業集積プロジェクトHP

8. 東北圏の資源を活かした農林水産業の収益力向上プロジェクト

農林水産業の収益力を向上させ、力強い持続可能な農林水産業を構築します。

東北産農林産物等の収益力向上に向けた取組

地域ブランド商品の開発による6次産業化の促進と情報発信の取組

地域資源とのコラボによる商品開発(米粉餃子加工品)

水産業の収益力向上に向けた取組

新たなブランド化と付加価値の向上

(「黄金牡蠣」を使った開発料理)

林業の成長産業化に向けた取組

CLT材を屋根・床に用いた日本初のCLT建築(福島県会津若松市)

出典:福島県CLT推進協議会

9. 「四季の魅力溢れる東北」を体験できる滞在交流型観光圏の創出プロジェクト

発掘・磨き上げ、ゆっくり、のんびりと東北圏の魅力を体験し、より長く滞在が可能な観光圏を創出します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた活動

ラグビーワールドカップ2019の開催地の1つである釜石鶴住居復興スタジアム(仮称)

出典:釜石市

「四季の魅力溢れる東北」を象徴する地域資源の発掘・磨き上げ

体験型観光メニューの開発等の取組

地吹雪体験ツアー(青森県五所川原市)
こけし絵付け(宮城県鳴子町)

10. 東北圏の発展を牽引する日本海・太平洋2面活用によるグローバル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト

国際物流機能、国際交流機能の高度化、効率化を実現するグローバル・ゲートウェイ機能強化に向けた取組を推進します。

地域の強みを活かした物流体系の構築

日本海・太平洋2面活用の強化

■ 高規格幹線道路等 開通済
■ 高規格幹線道路等 開通予定
■ 新幹線

域内物流
環太平洋
環日本海
アジア・ユーラシアダイナミズム
企業立地
自動車産業集積
北米航路の振興
国際フリーゲート輸送網の強化
空港民営化によるLCC就航
世界各地へ
災害時支援

11.地球温暖化等にもない高まる 自然災害リスクへの適応策プロジェクト

災害に強い圏域の形成を図るため、自然災害による被害を最小限とする取組を推進します。

高まる風水害等のリスクに対する適応策

まるとまちごとハザードマップの取組事例



避難所の表示(新潟県見附市)



浸水深の表示(岩手県一関市)

12.東北圏のポテンシャルを活かした 低炭素・循環型社会づくりプロジェクト

自然と共生する社会の実現を図り、世界のモデルとなるような低炭素・循環型社会づくりを推進します。

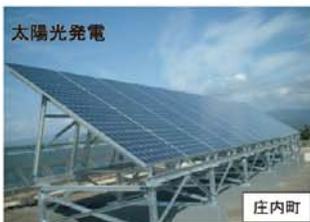
低炭素社会構築のための再生可能エネルギー等の導入

再生可能エネルギーの導入



柳津町 柳津西山地熱発電所

出典: 福島県HP



太陽光発電

庄内町

出典: 庄内町HP



グリーン発電会津
木質バイオマス
発電所

出典: 福島県HP



能代市

出典: 秋田県HP

13.東北圏の自然環境の保全・継承プロジェクト

自然環境や風景等を保全・継承する人材の育成や地域づくりを圏域全体で推進します。

海域の環境保全

石巻市におけるビーチクリーン活動

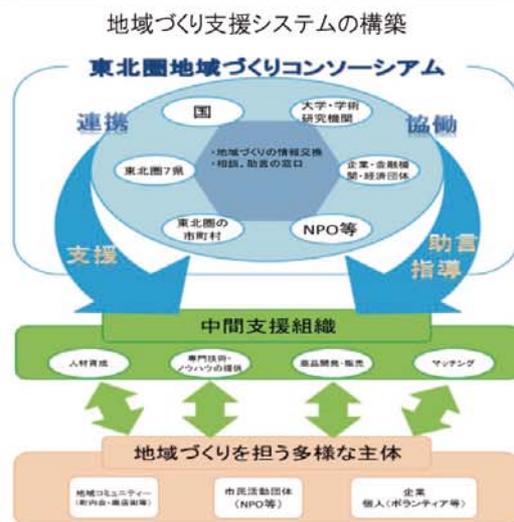


出典: 民間団体「石巻・海さくら」HP

14.「東北につぼん」を創造する多様な主体が 連携・協働する地域づくり支援プロジェクト

「地域づくりコンソーシアム」を創出し、住民主体の地域づくりを支援する取組を推進します。

地域づくりコンソーシアムを用いた支援システムの構築



15.首都圏・北海道・北陸圏等との 連携強化プロジェクト

他圏域等との交流・連携による競争力強化、地域活性化、防災力強化を図ります。

東北圏における他圏域との連携状況

広域観光周遊ルートの形成

外国人宿泊者数(新潟除く)
目標: H32に東日本大震災前の3倍の
150万人泊に押し上げることを目指す。



計画の進め方

計画の効果的な推進

○計画の推進

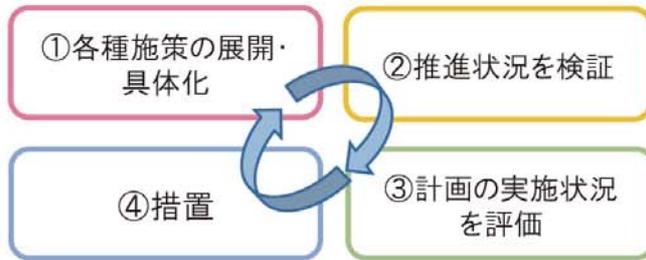
計画の実効性を確保していくため、協議会構成機関を始め関係機関等が十分に連携・協働を図り、各種施策の展開・具体化を推進します。

○重点的・効率的な施策の実施

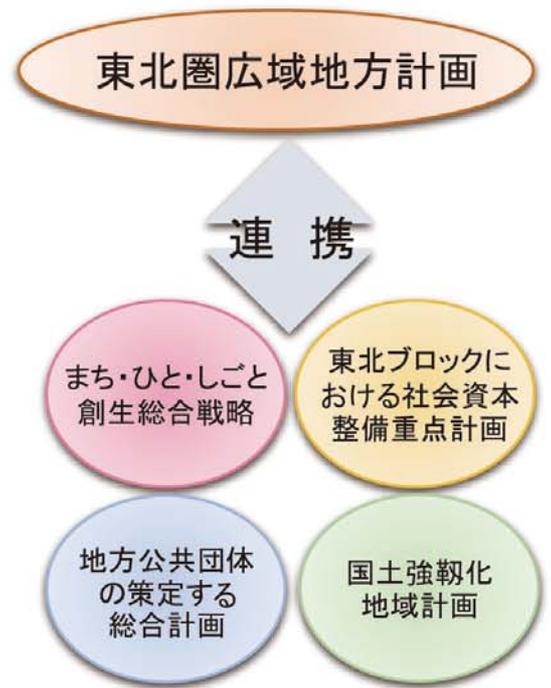
投資効果の早期発現とコストの縮減、選択と集中を図り、重点的・効率的に各種施策を実施していきます。

○計画のフォローアップ

各プロジェクトの推進状況を検証するとともに、計画の実施状況を評価し、その結果に応じて計画の見直し等必要な措置を行います。



他計画との連携



●東北圏広域地方計画協議会 組織

地方公共団体			経済界	国の地方行政機関	
道県	政令指定市	市町			
北海道			東北経済連合会 東北六県商工会議所連合会 新潟県商工会議所連合会	東北管区警察局 関東管区警察局 岩手復興局 宮城復興局 福島復興局 東北総合通信局 信越総合通信局 東北財務局 関東財務局 東北厚生局 関東信越厚生局 東北農政局 北陸農政局 東北森林管理局 関東森林管理局	東北経済産業局 関東経済産業局 東北地方整備局 関東地方整備局 北陸地方整備局 東北運輸局 北陸信越運輸局 第二管区海上保安本部 第九管区海上保安本部 東京航空局 東北地方環境事務所 関東地方環境事務所 中部地方環境事務所
青森県		東北市長会 青森市			
岩手県					
宮城県	仙台市	新潟県市長会 長岡市			
秋田県					
山形県	新潟市	宮城県町村会 宮城県丸森町			
福島県		新潟県町村会 新潟県聖籠町			
新潟県					
富山県					

計画本文及びパンフレットは、
ホームページでもご覧いただけます

ホームページはこちら

<http://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/>

国土交通省東北地方整備局 東北圏広域地方計画推進室

【お問合せ先】

国土交通省 東北地方整備局

企画部 企画課／建政部 計画・建設産業課

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 TEL 022-225-2171

国土交通省 東北運輸局

交通政策部 交通企画課／観光部 観光企画課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 TEL 022-299-8851

2016年7月作成